

平成 26 年 8 月 6 日
原子力規制庁

平成 26 年度第 1 四半期の保安検査の実施状況について

平成 26 年度第 1 四半期（4 月～6 月）に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく保安検査の結果等を報告する。

I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について（別添 1 参照）

1. 発電用原子炉施設（特定原子力施設に係るものを除く）

（1）平成 26 年度第 1 回保安検査の結果

①検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定^{※1}の遵守状況に関して、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 4 第 5 項の規定に基づき、確認を行うものである。

※1 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

②検査実施期間及び検査実施者

別表 1-1 に示す期間（2 週間程度）、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表 1-1 に示すとおり、各原子力規制事務所が発電所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

④検査結果

検査の結果、別表 1-1 に示すとおり、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

（2）安全確保上重要な行為の保安検査結果について

①検査の目的

事業者が行う原子炉の起動・停止、燃料の装荷・取出し等、安全確保上重要な行為に対し、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 4 第 5 項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 93 条第 2 項の規定に基づき、確認を行うものである。

②検査内容

今回の検査においては、別表 1-2 に示す発電所（号機）に対し、保安活

動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

③検査結果

検査の結果、各発電所（号機）においては、所内で定められた手順書等に従い、安全確保上重要な行為の保安活動が適切に実施されており、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

（３）保安検査期間外の保安規定違反について

平成２６年度第１四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

２．特定原子力施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所）

（１）平成２６年度第１回保安検査の結果

①検査の目的

平成２５年８月１４日に認可された、福島第一原子力発電所に設置する特定原子力施設の実施計画（以下「実施計画」という。）に定める保安のための措置^{※３}の実施状況に関して、原子炉等規制法第６４条の３第７項の規定に基づき、確認を行うものである。

※３ 実施計画第三章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

②検査実施期間及び検査実施者

別表１－３に示す期間、福島第一原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表１－３に示すとおり、福島第一原子力規制事務所が、実施計画に定める保安のための措置に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

④検査結果

検査の結果は、別表１－３に示すとおりである。このうち「監視」^{※４}に該当する事象が１件（「４０００トンノッチタンク群からの堰外漏えいに係る貯留管理の不備について」）確認された。詳細な内容は、別表１－４のとおり。

※４ 実施計画違反（実施計画に定める保安の措置が実施されていない場合をいう。）のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

（２）保安のための措置上必要と認める保安検査結果について

①検査の目的

事業者が行う行為に対し、原子力規制委員会が、実施計画に定める保安のための措置の適正な実施を確保するため必要と認める場合、原子炉等規制法第６４条の３第７項及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第４０条第２項の規定に基づき、確認を行うものである。

②検査内容

平成25年11月13日から実施されている、福島第一原子力発電所4号機使用済燃料プールからの燃料取出し作業の実施状況について、記録及び必要に応じて現場立会を行うことにより実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。（現在も検査は継続中）

③検査結果

平成26年6月30日までに、使用済燃料プールに保管されている燃料集合体1533体中1188体の移送が完了しており、これまでのところ、実施計画に従って行われていないと判断される事象は認められていない。なお、天井クレーンの年次点検のため、7月1日より9月上旬にかけて燃料取り出し作業は中断している。

(3) 保安検査期間外の実施計画違反について

平成26年度第1四半期では、保安検査期間外において、「監視」に該当する事象が1件（共用プール建屋放射線エリアモニタの線量未測定について）確認された。詳細な内容は、別表1-4のとおり。

3. 運転上の制限の逸脱に対する立入検査結果等について

平成26年度第1四半期では、発電用原子炉施設（特定原子力施設を含む）において運転上の制限を逸脱した事象は発生しなかった。

II. 核燃料施設等に係る保安検査について（別添2参照）

1. 平成26年度第1回保安検査の結果

(1) 検査の目的

加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設（廃止措置中のもの）、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質の使用施設（以下「核燃料施設等」という。）に係る原子力安全を確保するために、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及びそれらの従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第22条第5項、第37条第5項、第43条の3の24第5項、第50条第5項、第51条の18第5項又は第56条の3第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

(2) 検査実施期間及び検査実施者

別表2に示す期間において、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

(3) 検査内容

今回の検査においては、別表2に示すとおり事業所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目及び重点検査項目等を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

(4) 検査結果

検査結果は、別表2に示すとおりである。核燃料施設等に関して、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

なお、試験研究用等原子炉施設、再処理施設及び核燃料物質の使用施設において行った指摘のうち、以下については、保安規定に違反するとは言えないものの、複数の事業者又は施設において見られる等、共通的な課題として改善が必要と考えられる。

- ・日本原燃株式会社再処理事業所並びに独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所及び大洗研究開発センター（北地区及び南地区）において、最終的に廃棄施設に廃棄する前段階であってこれから廃棄しようとするもの（原子炉等規制法上の放射性廃棄物とする前段階のもの。）に係る保管場所、安全確保策、保管期間等が明確になっていなかったことから、これらについて明確にするよう指摘した。
- ・ニュークリア・デベロップメント株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所において、不適合として管理を行う事象が法令違反等の重大な事象のみに限定して運用され、是正処置及び予防処置が確実に行われていなかったことから、不適合管理の対象とする事象の範囲を見直すよう指摘した。

2. 保安検査期間外の保安規定違反について

平成26年度第1四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

発電用原子炉施設に係る保安検査結果報告

別表 1 - 1 : 平成 26 年度第 1 回保安検査 検査項目及び検査結果

(1 / 17)

| | |
|-------------------------|--|
| 発電所名 | 北海道電力株式会社泊発電所 |
| 検査実施期間 | 5月26日(月) ~ 6月6日(金) |
| 検査項目 | <p>1) 基本検査項目 (下線は、保安検査実施方針^{*1)} に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>不適合管理の実施状況</u></p> <p>② <u>新規制基準を踏まえた安全対策の実施状況</u> (東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況)</p> <p>③ 品質目標及びプロセスの監視・測定項目の設定状況</p> <p>④ 過去の違反事項 (監視) に係る改善措置状況</p> <p>⑤ <u>長期停止に伴う特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況</u> (抜き打ち検査)</p> <p>⑥ 放出管理用計測器の管理状況 (抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目^{*2)}</p> <p>なし</p> |
| 検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋) | <p>今回の保安検査においては、「不適合管理の実施状況」、「新規制基準を踏まえた安全対策の実施状況 (東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況)」、「過去の違反事項 (監視) に係る改善措置状況」、「長期停止に伴う特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況 (抜き打ち検査)」、「放出管理用計測器の管理状況 (抜き打ち検査)」等を基本検査項目として検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「不適合管理の実施状況」については、保安規定及び社内規程に基づき、再発防止の観点から管理区分を設定し、原因の分析、是正・予防処置を実施するとともに、各課からの進捗状況や完了予定の確認を行い、当該処理を促進する活動が行われていることを確認した。</p> <p>「新規制基準を踏まえた安全対策の実施状況 (東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況)」については、これまで緊急安全対策として進めてきた「敷地海岸部への防潮堤設置工事」、「新規貯水設備の設置工事」、「高台非常用発電機の設置工事」、「緊急時対応センター設置工事 (免震重要棟設置工事)」、「安全上重要な設備の消火設備設置」等が計画に基づき進捗しており、また、配備された資機材については、要領に基づく維持・管理が計画どおり適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「過去の違反事項 (監視) に係る改善措置状況」については、「泊発電所不適合是正管理要領」に基づき、再発防止の観点から、原因分析など必要な処置が進捗中であることを確認した。また、応急措置として、緊急手配時においても設計調達管理に基づく設計検証等を適切に実施すべき旨、所内各工事主管課課長・副長及び幹部等への教育を実施したことを確認した。</p> <p>「長期停止に伴う特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況 (抜き打ち検査)」については、一次冷却材循環システムの湿式保管を選定して抜き打ち検査を行い、同系統に係る水質管理が特別な保全計画に基づき実施されていることを確認した。</p> <p>「放出管理用計測器の管理状況 (抜き打ち検査)」については、定期的を実施している主排気筒ガスモニタのバックグラウンド測定を選定して抜き打ち検査を行い、「泊発電所エリア・プロセスモニタバックグラウンド測定細則」に記載する「オフラインプロセスモニタBG測定手順」に基づいて実施されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づいた保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験の立会を行った結果、問題となる事項は認められなかった。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p> |

*1) 原子力規制委員会が示す保安検査の重点方針及び各規制事務所における前年度の評価結果を踏まえ、各規制事務所が当該年度の検査で実施する項目及び実施時期を明確にしたもの。

*2) 保安規定違反の取扱いに定める違反の区分で「違反」以上の判定を行った場合等に実施する検査。

| | |
|-------------------------|---|
| 発電所名 | 東北電力株式会社東通原子力発電所 |
| 検査実施期間 | 6月9日(月) ~ 6月20日(金) |
| 検査項目 | <p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>①品質マネジメントシステムの維持・改善状況</p> <p>②プラントの長期停止に伴う点検・整備の管理状況</p> <p>③過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況</p> <p>④緊急時の措置の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑤定例試験の実施状況(立会等)(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p> |
| 検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋) | <p>今回の保安検査においては、「品質マネジメントシステムの維持・改善状況」、「プラントの長期停止に伴う点検・整備の管理状況」、「過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「品質マネジメントシステムの維持・改善状況」については、前年度の保安活動結果についてデータ分析・評価を実施し、次年度への課題を整理し、マネジメントレビューのインプットとして本店原子力品質保証室に提出していること、マネジメントレビューにおいては社長より課題への対策指示等をアウトプットとして提示していることから、品質マネジメントシステムの継続的改善において問題ないことを確認した。</p> <p>「プラントの長期停止に伴う点検・整備の管理状況」については、前年度に実施した安全維持点検(1回目)の実績が「点検予実績表」に反映されていること、手順書に基づき保全の有効性評価が実施され、その結果を反映し点検頻度や保管方法が適切に見直されていること、点検結果及び保全の有効性評価の結果を踏まえて、次回の点検計画が策定されていることを確認した。また、次回の点検対象機器リストから一部を対象として選定し確認したところ、点検期限を超過することなく適切な時期に計画されていることを確認した。</p> <p>「過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況」については、直接原因分析結果を踏まえた再発防止対策として、必要な手順書の改訂や関連する組織間及び組織内でのコミュニケーション強化策などが実施されていることを確認した。根本原因分析の実施状況については、分析チームによる分析が終了し、次の段階で編成された対策実施チームは、分析チームの提言した対策方針に基づき具体的な対策を実施するための活動計画書を作成していることを確認した。</p> <p>「緊急時の措置の実施状況」については、抜き打ち的手法を用いて、原子力防災資機材の項目、員数、設置場所等の必要事項が手順書に適切に定められていること、また、実際に緊急器材庫等の指定された設置場所に赴いて原子力防災資機材のうちから対象を選定し、必要な員数の資機材が確実に配置されていること、期限の定めのあるものについては期限を満足するように管理されていることを現物又は記録により確認した。</p> <p>「定例試験の実施状況」については、抜き打ち的手法を用いて、非常用ディーゼル発電機に係る定例試験における中央制御室及び現場での操作・確認が関係手順書に基づいて確実に実施されているほか、中央制御室と現場との間で操作前後の状況確認・報告等のコミュニケーションが丁寧に実施されていることを確認した。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目等に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p> <p>また、メリハリのある検査の観点から、「品質マネジメントシステムの維持・改善状況」については、前年度途中において品質保証規程が「安全文化醸成活動」を包含するものとして改訂され保安規定もそれを反映する改訂が行なわれたことから、今回の保安検査では、「安全文化醸成活動」がマネジメントレ</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>ビューの中でどのように取り扱われているかについて、当該資料を通して確認した。その結果、「安全文化醸成活動」のうちプロセス責任者（室課長）が実施する計画であった活動の一部について、前年度未達成であった問題点に対して課題を抽出するプロセスの整理が不十分であったが、事業者は安全文化醸成活動に係るレビュープロセスの整理が必要であることを認識しており、今後整理方法について検討する考えであることを確認した。</p> <p>「プラントの長期停止に伴う点検・整備の管理状況」については、機器の点検計画状況を確認するための確認対象機器の抽出にあたっては、特に安全上重要な機器として安全重要度レベルの高い機器（クラス1、2）を抽出するとともに、各機器の前回点検記録により点検実施日を確認し、予め定めている点検頻度と「長期停止に伴う点検の実施方針」により決定される点検期限に照らして、点検計画に定めている点検終了予定日が期限内に計画されているかを確認した。</p> |
|--|--|

| | |
|-------------------------|---|
| 発電所名 | 東北電力株式会社女川原子力発電所 |
| 検査実施期間 | 6月2日(月) ~ 6月13日(金) |
| 検査項目 | <p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>①地震後の健全性確認の実施状況</p> <p>②マネジメントレビュー等の実施状況</p> <p>③不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況</p> <p>④保守管理の実施状況</p> <p>⑤安全文化醸成活動の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p> |
| 検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋) | <p>今回の保安検査においては、「地震後の健全性確認の実施状況」、「不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況」、「保守管理の実施状況」、「安全文化醸成活動の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「地震後の健全性確認の実施状況」については、新規規制基準適合性審査を申請している2号機について、平成25年度第4回保安検査において確認した点検方針書及び点検計画書に基づき策定された個別機器ごとの工事要領書に記載されている工事範囲、工事内容、工事期間、工事管理体制等に従い、基本点検が適切に実施され、点検項目ごとに点検結果、点検時の所見等が、工事報告書に適切に記載されていることを確認した。</p> <p>また、基本点検は、目視点検を主体としているが、これが不可能な機器又は部位についての対応状況を確認したところ、地震時に観測した水平方向及び鉛直方向の地震記録を用いた動的解析、当該機器・部位を直接的に覆うコンクリート(基礎、躯体等)の損傷確認のいずれかの手法を用い、間接的に損傷の有無について確認を行っていることを確認した。</p> <p>点検対象となっている機器等の網羅性については、「女川2号機 地震後健全性確認結果一覧表(機器)」として、系統名称、機器番号、機器名称、点検計画書番号、点検結果等を記載し管理されているほか、点検時に確認された所見に関する対応状況についても、「女川2号機 地震後健全性確認所見一覧表」として、工事報告書管理番号、機器・図面番号、所見等の概要、追加点検実施の要否、不適合対象の要否、処置状況、処置内容等を記載し取りまとめ、管理していることを確認した。さらに、地震後の健全性確認において、発見された不適合事象についても、「女川2号機 地震後健全性確認不適合一覧」として、取りまとめ管理していることを確認した。</p> <p>なお、今回の保安検査においては、地震による機能・構造への影響が類似していると考えられ、分類された56機種のうち、非常用ディーゼル発電機、制御棒駆動機構、燃料取替機、クレーン、アキュームレータ等、20機種についての点検記録等を確認した。</p> <p>「不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況」については、不適合リストから不適合事象(区分Ⅲ以上)について、完了分も含めサンプリングし、「不適合管理・是正処置・予防処置要領」等に基づき、不適合の事象説明、不適合区分の考え方、直接原因分析実施の要否、分析結果、是正処置、予防処置等が適切に審議されていることを、「不適合処置票」等で確認した。</p> <p>その中で、「2号機原子炉建屋耐震壁他改良工事中に発生した建屋壁貫通の不適合事象(以下「建屋壁貫通事象」という。)」と類似した「2号機原子炉建屋火災報知器埋設ケーブル損傷の不適合事象」について確認したところ、「建屋壁貫通事象」の反省を踏まえて「工事要領書・工事報告書作成手引き」等に基づいてリスク想定、対策、注意事項を加味し工事要領書を作成していたことを確認したが、当該事象が発生した。今後の対応としては、不適合事象検討会で検討し当該事象に対して再発防止対策に努めるよう要求し、引き続き保安検査等で確認する。</p> <p>また、「3号非常用ディーゼル発電機(A)燃料油積算計入ロストレーナプラ</p> |

「誤開放事象」の再発防止策の実施状況について確認したところ、事業者立会の下に協力会社において周知、教育を行い、職制に応じたレベル分けを行いながら理解度テストを実施していることを確認した。

その他の不適合事象については、不適合の再発防止に努めているとともに、処置の進捗状況は、阻害要因、課題等を明確化し、月例の品質保証会議の場で不適合管理状況を報告し、確実にフォローしていることを「不適合是正・予防処置期限管理台帳」等で確認した。

「保守管理の実施状況」については、保全の有効性評価について、「保全の有効性評価実施要領書」に従い、保全の有効性評価検討会で検討した上で、所長の承認がなされていることを「略式決定書」により確認した。また、保守管理の有効性評価については、保全の有効性評価の結果及び保守管理目標の達成度から定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを、「平成25年度女川原子力発電所 品質目標および保守管理目標設定兼報告書」等で確認した。

さらに、3号機高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の保守点検が確実に実施されていることの観点から、調達仕様書及び工事仕様書を確認するとともに、試運転に立ち会い、体制、手順等を現場にて確認し、問題のないことを確認した。

「安全文化醸成活動の実施状況」については、平成25年度の活動の成果及び活動有効性評価を実施し、平成26年度の活動の方向性を示していることを「安全文化の醸成および関係法令の遵守に係る評価報告書」にて確認した。これを受け平成26年度は、PROGRESS（予防安全共有活動）、リスク想定訓練、協力会社を含めたコミュニケーショントレーニング等の活動を実施する計画であることを「安全文化の醸成および関係法令等遵守に係る重点活動計画書」等により確認した。

また、新たに保安規定に取り入れられたプロセス責任者の安全文化醸成活動の促進、安全文化醸成活動の実施状況をマネジメントレビューへのインプット情報としていることや、安全文化を醸成する活動を実施することについて「物品購入、工事請負、委託契約の標準仕様書」に明記していることを確認した。

上記以外の検査項目についても、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視・定例試験（2号機非常用ディーゼル発電機（B）手動起動試験）等への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

| | |
|-------------------------|--|
| 発電所名 | 東京電力株式会社福島第二原子力発電所 |
| 検査実施期間 | 6月4日(水) ~ 6月17日(火) |
| 検査項目 | <p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>①発電所長レビューの実施状況 ②燃料管理の実施状況 ③不適合管理の実施状況 ④過去の違反事項(監視)に係る改善措置の実施状況 ⑤放射性固体廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p> |
| 検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋) | <p>今回の保安検査においては、「発電所長レビューの実施状況」「燃料管理の実施状況」、「不適合管理の実施状況」、「放射性固体廃棄物管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「発電所長レビューの実施状況」については、平成25年度下期の品質マネジメントシステムに係る活動に対するレビューのインプット・アウトプットにおいて、発電所の課題が明確にされ、その課題に対する改善指示が行われる等、レビューが実施されていることを確認した。また、品質目標、監視・測定項目の設定、データ収集・分析・評価が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「燃料管理の実施状況」については、保安規定の運転上の制限を遵守するとともに、マニュアル等に定められた作業手順に従い1号機の原子炉内に装荷されている燃料を使用済燃料プールへ移動していること、マニュアル等に定められた燃料交換機運転員の教育・資格認定が適切に実施されていること等を確認した。</p> <p>「不適合管理の実施状況」については、残留熱除去系ポンプ電動機ヒータ電源の誤復旧や高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力検出回路の誤復旧等の当直による安全処置復旧時の確認不足によるヒューマンエラー3件の共通要因分析を実施し、共通要因の抽出、再発防止対策の提言を実施していることを確認した。具体的な再発防止対策については、対策実施計画書を策定中であることを確認した。</p> <p>「放射性固体廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)」については、使用済燃料プール及びサイトバンカーにおける照射廃棄物の管理において、年間の管理計画が策定され、半期ごとに評価・検証を実施されるとともに、社内規定に従い照射廃棄物の貯蔵又は保管が実施されており、巡視、保管量の確認等が適切に実施されていることを記録及び現場にて確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験(1号機非常用ガス処理系手動起動試験)への立会等を行った結果、保安規定を遵守していること確認した。ただし、中央制御室の巡視において、記録計の記録用紙に本来の仕様でないものが多数使用されていることを確認したことから、可能な限り早急に本来の仕様の用紙を使用した記録の作成を行うこと、運転管理上、必要な資材の確保を適切に行うことを文書により指導した。</p> <p>また、今回の保安検査では、安全確保上重要な行為である1号機の原子炉からの燃料取り出し作業について、燃料移動に係る保安規定の遵守状況を記録等にて確認するとともに、中央制御室及び燃料交換機操作室において燃料、ダブルブレードガイド及び制御棒の配置状態を監視して次のステップに進むための確認を行う「燃料移動作業手順管理ツールシステム」について作動状況が適切であること、配置された操作員が手順書に従って、適切に連絡を取り合い作業を実施していることを現場確認し、問題は認められなかった。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| 発電所名 | 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所 |
| 検査実施期間 | 6月2日(月) ~ 6月13日(金) |
| 検査項目 | <p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>①<u>保守管理の実施状況</u></p> <p>②<u>保安に関する組織・職務等の実施状況</u></p> <p>③<u>保安教育の実施状況</u></p> <p>④運転管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p> |
| 検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋) | <p>保守管理の実施状況については、長期停止に伴い策定された特別な保全計画等に基づく保全活動が適切に実施されているか確認するため、1号機から4号機までを対象に検査を実施した。</p> <p>検査の結果、事業者は、過去の長期停止時の保管方法の実績等を参考に、乾燥保管や定期的な動作確認等の保管対策を定めていること、原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209)に基づき、技術的評価を行って保全方式や点検周期を決めて点検していることを確認した。</p> <p>また、平成26年4月1日に改訂された保守管理実施方針の発電所における具体的な保全活動への反映状況について検査を実施した。検査の結果、今年度の柏崎刈羽原子力発電所の各レベルの保守管理目標に落とし込み、保全活動に展開中であり、保安規定に基づく取り組みが進められていることを確認した。</p> <p>更に、他発電所で発生したトラブルに関する水平展開の実施状況について検査を実施した。検査の結果、保全の有効性評価の一環として他発電所のトラブルに関する水平展開要否について、社内マニュアルに基づき検討及び対策が実施されていることを確認した。</p> <p>保安に関する組織・職務等の実施状況については、平成25年度に東京電力の組織改編が行われ、柏崎刈羽原子力発電所の保安に関する組織・職務等も大幅に変更になっており、これらの改編が保安規定の基本方針である「発電所における保安活動は災害防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。」を実行できる組織となっているか検査を実施した。</p> <p>検査の結果、平常時の発電所新組織は、原子炉安全に関する人材育成機能の強化、システムエンジニアリング力や直営技術力強化を目的とした、「安全管理の一元化(原子力安全センターの新設)」、「運営管理機能の一元化(原子力計画部の新設)」、「ユニット管理機能の強化(運転管理部、保全部内の強化)」の三位一体となって運営する組織として改編されており、その有効性評価を部レベル、グループレベルで行い、業務管理が効率的な運営に改善され効果的に機能していることや、中長期的な改善検討の必要性についての評価結果をユニット所長、原子力安全センター所長、原子力計画部長へ報告するとともに、経営企画会議において「経営企画会議資料：発電所組織見直しの有効性評価について」を用いて発電所長に報告しており、新組織が適切な品質保証活動を実施していることを確認した。また、組織改編が行われた柏崎刈羽原子力発電所の、保安活動、関係法令、保安規定の遵守意識を定着させるために、社長が定めた「関係法令及び保安規定遵守に関する基本方針」に基づく活動計画を毎年度策定し、その計画に基づき関係法令及び保安規定遵守の意識の定着活動を継続していることを、マニュアル「NI-Z09-1 法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引き」により確認した。</p> <p>保安教育の実施状況については、組織改編に伴い、保安に関する組織等の変更が生じているが、新組織に対応した所員への保安教育が適切に実施されているかについて検査を実施した。</p> <p>検査の結果、所員への保安教育に係る職務と役割および責任者が明確に定められており、保安教育を実施するための体制が構築されているとともに、保安規定及び社内規程等に基づき適切に計画、実施、審議され、承認が行われてい</p> |

ることを、平成 25 年度保安教育実施結果、平成 26 年度保安教育計画により確認した。

運転管理の実施状況については、運転員が設備の状況等を適切に把握するための当直班の編成、教育・訓練の状況及び巡視点検手順の策定状況について確認すると共に、抜き打ち検査として、巡視点検を行う運転員への当直長の指揮状況及び実際の運転員の巡視点検の実施状況等について検査を行った。

検査の結果、運転管理に係るマニュアルについては、発電グループマネージャーが作成し、当該マニュアルの制定、改訂については業務フローに従い実施し、保安運営委員会の審議を経て実施されていることを確認した。

原子炉の運転員の確保については教育・訓練マニュアル等に基づく所定の訓練・研修を経た者を発電直の組織表より編成しており、当直長は「原子力発電所運転責任者に係る判定機関の指定及び管理並びに選任マニュアル」に基づき、運転責任者として選任されていることを確認した。

巡視点検については「状態管理マニュアル」「各号機の巡視点検要領」に基づき実施され、巡視点検報告書、パトロールチェックシートが作成されていることを確認し、抜き打ち検査による同行立会を実施した。巡視点検開始前の、当直班打合せでは、当直長から補機操作員に対して結露、クーラードレンや長期停止に伴い保管中のポンプ等に係る注意事項等、的確な指示が行われていることを確認した。巡視点検においては、運転中の機器の軸受部の聴音等適宜な手段で点検を行い結露発生ポイントにては特に念入りに状態確認を実施するなど良好な基本動作を確認した。

以上のことから、平成 26 年度第 1 回保安検査を実施した結果を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動の実施状況は良好と評価する。

| | |
|-------------------------|--|
| 発電所名 | 日本原子力発電株式会社東海第二発電所 |
| 検査実施期間 | 6月4日(水) ~ 6月17日(火) |
| 検査項目 | <p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況</p> <p>②火災防止対策の実施状況</p> <p>③コンプライアンス・安全文化醸成活動の実施状況</p> <p>④特別な保全計画に基づく保守管理の実施状況</p> <p>⑤不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</p> <p>⑥保安規定の変更条項の遵守状況 (抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p> |
| 検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋) | <p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況」、「コンプライアンス・安全文化醸成活動の実施状況」、「特別な保全計画に基づく保守管理の実施状況」、「保安規定の変更条項の遵守状況 (抜き打ち検査)」等を基本検査項目として選定し検査を実施した。</p> <p>「東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況」については、前回の保安検査以降、使用済燃料プール代替冷却設備が納入されたことや、小型タンクローリにおいて付属ホースを用いて地下軽油タンクからの抜き取り及び地下タンクへの戻し入れ試験を行い、給油量についての性能検証を実施していることを検査記録等により確認した。また、東日本大震災時に被災した海水ポンプエリアの電気設備は、高台に設置している屋外第二電気室に移設したことを現場にて確認した。</p> <p>「コンプライアンス・安全文化醸成活動の実施状況」については、コンプライアンス・安全文化醸成活動要項に基づき、コンプライアンス・安全文化醸成活動推進委員会において、各活動計画に対する取り組み状況に対して外部機関による安全診断の結果等を確認した上で平成25年度の活動実績が評価されていることや平成26年度の活動計画が策定されていることから本活動が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況」については、特別な保全計画に基づき抽出された系統・機器の保管や継続的な定期運転による健全性確認が実施されていることを確認した。また、長期停止に伴い通常定期検査と比較し、相当期間運転が継続される系統を対象に、点検周期、運転期間、保全重要度等を考慮して、追加点検の要否を検討した上で点検を実施していることを確認した。</p> <p>「保安規定の変更条項の遵守状況」については、平成26年4月1日付けで認可された保安規定の変更に関し、保安規定の変更認可申請手続き等について抜き打ちで検査し、議事録等により適切に実施されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定等に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となるような事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>また、技術的深みのある検査の観点から、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況」において、使用済燃料プール代替冷却設備を購入する際の設計要件が、狭隘な設置場所にもかかわらず、既設の使用済燃料プール冷却設備と同等の除熱能力を有する仕様になっていることを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p> |

(7/17)

| | |
|-------------------------|---|
| 発電所名 | 中部電力株式会社浜岡原子力発電所 |
| 検査実施期間 | 6月16日(月) ~ 6月27日(金)、7月2日(水) |
| 検査項目 | <p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>マネジメントレビューの実施状況</u></p> <p>② <u>安全性向上対策の実施状況</u></p> <p>③ 定期安全レビューの実施状況</p> <p>④ 記録及び報告の実施状況</p> <p>⑤ 定例試験の実施状況 (立会) (抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p> |
| 検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋) | <p>今回の保安検査においては、「安全性向上対策の実施状況」を保安検査実施方針に基づく検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「安全性向上対策の実施状況」については、前回保安検査(平成25年度第4回)以降の実施状況を確認したところ、非常用交流電源装置(ガスタービン発電機)の高台設置工事、フィルタベント設置工事、緊急時対策所増設工事等の安全性向上対策の工事が「安全性向上対策工事に関わる工程表」及び「安全性向上対策工事他マスター工程表」により適切に工程管理され、工事が実施されていることを確認した。新規規制基準への対応についても、内部火災防護対策等について社内会議体「設計評価検討会」において審議され、検討が進められていることを確認した。</p> <p>また、防波壁かさ上げに伴う発電所敷地東側盛土のかさ上げ工事における地盤補強工事の状況、3号フィルタベント設備工事におけるベントフィルタの基礎の組立状況、4号機原子炉建屋配管及び電線管貫通部の止水対策実施状況を現場確認し、工事図面に基づき適切に工事が実施されていることなどを確認した。なお、今回の検査においては、現在実施されている主な工事の中から、設備の重要性及び進捗状況を考慮して現地確認を行うものとして、上記の防波壁かさ上げに伴う地盤補強工事などを選定し、現場確認を実施した。(メリハリのある検査)</p> <p>保安規定第1編第60条では、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、2台の非常用発電設備が動作可能であることが運転上の制限となっている。5号機の原子炉は現在、「燃料交換」の状態にあり、非常用発電設備である非常用ディーゼル発電機3台のうちA号機が安全性向上対策工事のため不待機状態へ移行予定であり、動作可能な非常用ディーゼル発電機が2台のみとなるのに先立ち、非常用ディーゼル発電機(C)の定例試験が行われたことから、当該試験への立会いを抜き打ち検査として実施した。試験は発電指令課長の指揮の下、中央制御室及び現場で行われた。これに対し、試験が行われている場所に適宜立ち会い、試験要員が適切に配置され、あらかじめ社内手引として定められている5号機非常用ディーゼル発電機の負荷運転試験手順書に従って実施されていることを確認し、確認した範囲内においては保安規定の遵守状況に問題は認められなかった。なお、非常用ディーゼル発電機(A)は当該保安検査期間中である平成26年6月23日より安全性向上対策工事のため不待機状態へ移行した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験の立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| 発電所名 | 北陸電力株式会社志賀原子力発電所 |
| 検査実施期間 | 6月2日(月) ~ 6月13日(金) |
| 検査項目 | <p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>新規制基準を踏まえた対応の実施状況(緊急安全対策等の実施状況)</u></p> <p>② <u>安全文化醸成活動の実施状況</u></p> <p>③ マネジメントレビューの実施状況</p> <p>④ 発電課員による原子炉施設の巡視活動の状況確認(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p> |
| 検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋) | <p>今回の保安検査においては、「新規制基準を踏まえた対応の実施状況(緊急安全対策等の実施状況)」、「安全文化醸成活動の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、緊急安全対策等の実施状況については、緊急時対応マニュアル等に従い、必要な機器・資機材の点検、教育・訓練が確実に実施されていること、及び2号機中央制御室を模擬した運転訓練シミュレータによる全交流電源喪失(SBO)訓練が事故時運転操作要領等に従い確実に実施されていることを立会により確認した。また、プラントへの電源復旧訓練で見つかった改善点を操作要領に反映していることを確認した。</p> <p>安全文化醸成活動の実施状況については、平成25年度の安全文化を醸成するための活動の実施状況、活動の有効性評価を踏まえた平成26年度取り組み事項、及び志賀原子力規制事務所より要請を行った取り組み事項が、平成26年度の実施計画に適切に反映し作成されていることを会議資料、議事録により確認した。また、経営責任者の同活動への関与・取り組み状況について、保安業務を統括する管理責任者である原子力本部長等に対してインタビューを実施した。(経営責任者の同活動の実施状況については、別途評価結果をとりまとめる。)</p> <p>発電課員による原子炉施設の巡視活動状況(抜き打ち検査)については、現場状況に応じて中央制御室と連絡をとりながら、巡視点検要領に従って確実に巡視点検が実施されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転状況の聴取、運転記録の確認及び原子炉施設の巡視を行った結果、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| 発電所名 | 日本原子力発電株式会社敦賀発電所 |
| 検査実施期間 | 6月2日(月) ~ 6月13日(金) |
| 検査項目 | <p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>①新規制基準を踏まえた検査 ②プラントの長期停止に伴う検査 ③安全文化醸成活動の実施状況 ④不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ⑤定期試験、定期点検等の実施状況(抜き打ち検査) ⑥使用済燃料構内移送の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p> |
| 検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋) | <p>今回の保安検査においては、「新規制基準を踏まえた検査」、「プラントの長期停止に伴う検査」、「安全文化醸成活動の実施状況」、「定期試験、定期点検等の実施状況(抜き打ち検査)」及び「使用済燃料構内移送の実施状況(抜き打ち検査)」等を基本検査項目として選定し検査を実施した。</p> <p>検査の結果、「新規制基準を踏まえた検査」については、平成25年7月に施行された実用発電用原子炉施設に係る新規制基準への適合性審査の申請前であることから、緊急安全対策実施状況の確認として検査したところ、先行実施可能な工事等を選定し、平成25年度より計画、実施中であることを確認した。</p> <p>「プラントの長期停止に伴う検査」については、特別な保全計画等に基づく保安活動について、計画の策定(改定)及び実施の状況を確認することとし、長期停止中のプラントの安全が適切に保たれているか検査したところ、長期停止に伴う特別な保全計画に関する「敦賀発電所1号機 保全計画(第33保全サイクル)」、「敦賀発電所2号機 保全計画(第18保全サイクル)」等の内容が適宜見直され、本計画に基づく各系統/機器の点検、維持管理について、適切に実施されていることを確認した。また、これまでの各系統/機器の点検、維持管理状況を踏まえた技術的観点に基づく有効性評価についても、順次適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「安全文化醸成活動の実施状況」については、安全の確保を最優先とする価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していくための文化を醸成する活動が確実に実施されていること、特に平成25年度における取り組み評価とこれを踏まえた平成26年度の活動の取り組み方針及び計画を検査したところ、平成25年度コンプライアンス・安全文化醸成活動の実績・評価、平成26年度コンプライアンス安全文化醸成活動の計画、平成26年度指標及び同年度4月までの評価結果が審議され、適切に本年度の取り組みに連繫していることを確認した。</p> <p>「定期試験、定期点検等の実施状況(抜き打ち検査)」については、要領書が適切に作成されているか、また作成された要領書に従って適切に実施されているか確認することとし、特別な保全計画に基づく追加点検として実施している「敦賀発電所2号機 放射線監視装置点検工事」を対象として現場確認を含めて検査を抜き打ちで実施したところ、工事計画書、本計画に基づく工事仕様書、工事要領書等が適切に発行、運用されていることを確認した。また、力量評価された作業員により、管理された計測器等を用いて工事要領書に従い適切に点検工事が実施されていることを現場にて確認した。</p> <p>「使用済燃料構内移送の実施状況(抜き打ち検査)」についても、移送計画に基づき、手順書に従って適切に管理、実施、記録されているか確認することとし、現場確認と併せて抜き打ちで検査を実施したところ、使用済燃料移送年度計画(作業期間、移送体数及び対象燃料等)により、移送について各作業手</p> |

順書、確認記録等を適切に策定していることを確認した。移送実施状況としても、一連の各作業について、各作業手順書等に基づき適切に実施されていること、各作業前後の記録、使用された計測器、工具に関する点検記録、校正記録及び計測者に関する力量評価結果、計測者の資格認定等に係る従事者の教育認定記録等から適切に管理、実施されていることを現場を含め確認した。また、輸送容器（キャスク）へのキャスクカバー設置に関する技術的検討がなされていること、評価、事故・故障等の未然防止活動状況等についての協力業者まで含めた適切なリスク低減対策がとられていることも併せて確認した。

その他の検査項目については保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

| | |
|-------------------------|---|
| 発電所名 | 関西電力株式会社美浜発電所 |
| 検査実施期間 | 6月2日(月) ~ 6月13日(金) |
| 検査項目 | <p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>①<u>安全文化醸成活動の実施状況</u></p> <p>②<u>プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況</u></p> <p>③緊急安全対策等の実施状況</p> <p>④マネジメントレビューの実施状況(原子力事業本部の検査を含む)</p> <p>⑤教育・訓練の実施状況(保安教育含む)(原子力事業本部検査のみ)</p> <p>⑥発電室の業務実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑦定例試験及び会議等の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p> |
| 検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋) | <p>今回の保安検査においては、「安全文化醸成活動の実施状況」、「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」、「緊急安全対策等の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況」、「発電室の業務実施状況(抜き打ち検査)」、「定例試験及び会議等の実施状況(抜き打ち検査)」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>検査の結果、「安全文化醸成活動の実施状況」については、平成25年度安全文化醸成のための活動の評価結果を社員に周知するとともに、当該年度の評価結果を踏まえた平成26年度の美浜発電所の安全文化醸成活動の計画を作成していることを確認した。</p> <p>「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」については、プラントが長期停止していることから、追加点検が特別な保全計画に基づき継続的に実施されていることを確認するとともに、長期停止に伴い保管対策を行っている機器が適切に管理されていることを確認した。なお、特別な保全計画に基づく追加点検の実施状況については、1号機が2回目の追加点検を実施中であることから、機器の点検作業を15ヶ所抽出し、現場で点検状況を確認した。2、3号機については、安全機能の重要度の高い機器及び分解点検のある機器等を対象として抽出し、点検記録を確認した。</p> <p>「緊急安全対策等の実施状況」については、緊急安全対策等が着実に進捗していることを現場を含め確認するとともに、新規制基準への対応準備状況についても確認した。また、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練等を継続して実施するとともに、必要な改善を行っていること、電源機能等喪失時に必要な資機材を点検し、適切に維持管理していることを確認した。</p> <p>「マネジメントレビューの実施状況」については、管理責任者である原子力事業本部長が主催する品質保証会議のアウトプットをインプットデータとしてマネジメントレビューを開催し、社長のアウトプットが全社員に周知された。これを受けて美浜発電所の各課(室)が平成26年度の品質目標を作成していることを確認した。</p> <p>抜き打ち検査として、「発電室の業務実施状況」と「定例試験及び会議等の実施状況」を確認した。「発電室の業務実施状況」については、発電室の品質目標を発電室長の作成した案を基にして係長以上のメンバーで検討して決定していること及び、技術伝承と良好なコミュニケーションを目指して、小集団活動に注力し成果を上げていることを確認した。「定例試験及び会議等の実施状況」については、2件の試験への立会と1件の会議に陪席し、いずれも定められた手順通り適切に実施されていることを確認した。</p> <p>その他の各検査項目についても、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視を行った結果、特段、問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。</p> |
|--|--|

| | |
|-------------------------|--|
| 発電所名 | 関西電力株式会社大飯発電所 |
| 検査実施期間 | 6月2日(月) ~ 6月13日(金) |
| 検査項目 | <p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>マネジメントレビューの実施状況(原子力事業本部の検査を含む)</u></p> <p>② 教育・訓練の実施状況(原子力事業本部の検査を含む)</p> <p>③ 新燃料運搬・貯蔵の実施状況</p> <p>④ <u>東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況</u></p> <p>⑤ <u>放射性廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)</u></p> <p>2) 追加検査項目 なし</p> |
| 検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋) | <p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況(原子力事業本部の検査を含む)」、「教育・訓練の実施状況(原子力事業本部の検査を含む)」、「新燃料運搬・貯蔵の実施状況」、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、「マネジメントレビューの実施状況(原子力事業本部の検査を含む)」については、原子力部門(経営監査室を除く)の管理責任者である原子力事業本部長が主催する品質保証会議において、平成25年度の各発電所レビュー結果及び原子力事業本部の各部門の評価結果を審議し、その結果がマネジメントレビューへのインプットとされていることを確認した。マネジメントレビューでは、原子力事業本部長から原子力部門(経営監査室を除く)の評価結果等が、経営監査室の管理責任者である経営監査室長から「改善のための提案」等が社長へ報告され、マネジメントレビューが実施されるとともに、その結果等が原子力事業本部の各部門及び発電所に通知されていることを確認した。さらに、原子力事業本部から発電所に対し、平成26年度の原子力事業本部の品質目標等が通知されていることを確認した。発電所においては、通知された品質目標を受けて、発電所における品質目標等が策定され、各課(室)は発電所の品質目標を達成するための具体的方策が計画されていることを確認した。</p> <p>「教育・訓練の実施状況(原子力事業本部の検査を含む)」については、原子力部門の方針、発電室の教育訓練評価に基づく見直し等を受け、今年度の教育基本計画を作成し、その計画に従って運転員に対し教育が実施されていること、また、発電所運転員に必要な知識・技能については、シビアアクシデント対策、他電力会社での得られた良好事例等の最新知見が反映整理され、これを基に教育資料の作成、運転員の力量管理を実施していることを確認した。</p> <p>「新燃料運搬・貯蔵の実施状況」については、新燃料の運搬から発電所での受取り、開梱作業、受取り検査及び受取り検査後の新燃料貯蔵庫における貯蔵管理に関わる一連の作業において保安規定や関連する社内標準等に基づき適切に実施されていることを確認した。また、いずれの作業も必要な力量を有した者によって実施されていることを確認した。</p> <p>「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」については、新規基準の導入に対する原子炉設置者の取り組み状況として、適切な工事管理がなされていることを、各対策の工事報告書等により確認した。火災防護対策については、1次系ポンプの炎感知器及び局所消火装置(ハロンガス消火装置)の設置状況を現場においても確認し、工事仕様書通り施工されていることを確認した。既に実施済みである緊急安全対策等の短期対策については、設備が適切に維持・管理されていることを点検実績等により、中長期対策については、平成25年度第3回保安検査以降、計画に基づき実施され</p> |

ていることを安全対策実施状況一覧表等により確認した。

「放射性廃棄物管理の実施状況（抜き打ち検査）」については、発電所管理区域において発生した放射性固体廃棄物について、種別に応じた処理が適切に行われているか、また、放射性廃棄物でない廃棄物（以下「NR」という。）について、汚染検査から搬出に至るまで一連のプロセスが確実に行われているかを社内標準等により確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視（3、4号機原子炉周辺建屋）、定例試験（2号機Aディーゼル発電機負荷試験）への立会を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

| | |
|-------------------------|---|
| 発電所名 | 関西電力株式会社高浜発電所 |
| 検査実施期間 | 6月2日(月) ~ 6月13日(金) |
| 検査項目 | <p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況</u></p> <p>② マネジメントレビューの実施状況(原子力事業本部検査を含む)</p> <p>③ 放射性固体廃棄物管理の実施状況</p> <p>④ 教育・訓練の実施状況(保安教育含む)(原子力事業本部検査を含む)</p> <p>⑤ 放射性液体廃棄物の放出作業の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑥ 現場工事・試験の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p> |
| 検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋) | <p>今回の保安検査においては、「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況(原子力事業本部検査を含む)」、「放射性固体廃棄物管理の実施状況」、「教育・訓練の実施状況(保安教育含む)(原子力事業本部検査を含む)」、「放射性液体廃棄物の放出作業の実施状況(抜き打ち検査)」及び「現場工事・試験の実施状況(抜き打ち検査)」の6項を検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>検査の結果、「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」については、原子力事業本部及び高浜発電所にて平成26年度保守管理目標を制定しており、「新規制基準等への対応」を継続すると共に、「高浜1/2号機運転期間延長への対応」を新たに設定していることを確認した。</p> <p>高浜3号機(第21回保全サイクル期間中)では、長期停止に伴い、前回解列から本年2月で2年を経過することから、長期的な劣化抑制、健全性確認及び機能維持等の観点から、本年2月、2回目の追加点検計画を策定したことを確認した。(同様に、高浜4号機については、本年2月、3回目の追加点検計画を策定)</p> <p>追加点検項目の抽出においては、通常定検時に使用している原子力保全統合システム(以下、「M35システム」という。)に登録されている保全指針(各機器の点検部位・点検内容・点検周期等のデータベース)から対象データを抽出し、追加点検抽出フローに従い各機器の点検部位毎に点検の要否を評価していること及び前回の追加点検で点検不要と判断した機器の再評価を実施していることを確認した。また、追加点検結果については、上記M35システムが1運転サイクルに複数回の定検を想定していないため特別な保全計画期間中は上記M35システムに入力出来ないことから、「停止時点検実績集約表」に入力し個別管理されていることを確認した。</p> <p>「マネジメントレビューの実施状況(原子力事業本部検査を含む)」については、原子力事業本部において、平成25年度の各発電所レビュー結果及び原子力事業本部の各部門評価結果を審議し、その結果がマネジメントレビューへのインプットとされ、そのアウトプット及びそれを受けて策定された品質目標が原子力事業本部各部門及び発電所に通知されていることを確認した。発電所においては、上記の品質目標を受けて、発電所品質目標が策定され、高浜発電所長から各課(室)長に通知され、これを受け各課(室)においては、発電所品質目標を達成するための具体的方策が計画されていることを確認した。</p> <p>「放射性固体廃棄物管理の実施状況」については、放射性固体廃棄物等の種類に応じた処理・貯蔵又は保管・管理区域外への運搬について、社内標準に基づき実施されており、廃棄物の種類、性状に応じて適切に管理されていることを確認した。また、放射性廃棄物でない廃棄物の管理及び事故由来放射性物質の降下物の影響確認についても、社内標準に基づき実施されている</p> |

ことを確認した。

「教育・訓練の実施状況（保安教育含む）（原子力事業本部検査を含む）」については、発電所においては、社内標準に基づき、発電所各課（室）長は、毎年4月に課員個々の力量評価を実施し、必要に応じ職場内一般教育及び集合教育メニュー等から個人別育成計画を作成し、受講後その有効性を評価していることを確認した。保安教育については、年度初めに、社内標準に基づき、各課（室）が昨年度の課題を踏まえて平成26年度保安教育計画を策定し、高浜発電所長の承認が行われていることを確認した。また、その保安教育実績については、各課（室）が行った教育・訓練結果を、所長室が取り纏め、高浜発電所長に報告されていることを確認した。原子力事業本部においては、社内標準に基づき、各所属長が定めた力量設定表に従い、毎年4月に社員個々の力量評価を実施し、必要に応じ職場内研修・OJT及び集合研修等から個人別育成計画を作成し、受講後その有効性を評価していることを確認した。

また、全社研修及び美浜3号機二次系配管破損事故に係る教育については、原子力研修センターが半期毎にその実績をまとめ原子力企画グループに報告され、研修終了後のアンケートや発電所含めた職場意見交換会で意見・要望を吸い上げて次年度の原子力部門専門研修計画を策定していることを確認した。

「放射性液体廃棄物の放出作業の実施状況（抜き打ち検査）」については、「放射線管理業務所則」に基づき、放射性物質（トリチウムを除く）の放出量が、個々のタンク水放出前に濃度測定を行い、検出限界値未満であることを確認後放出されていることを、「放射性液体廃棄物処理伝票」等の記録により確認した。また、洗浄排水モニタタンクからの放出作業について、放出記録を確認するとともに、手順に従って適切に放出作業が行われたことを、1/2号機中央制御室で立ち会いにより確認した。

「現場工事・試験の実施状況（抜き打ち検査）」については、新規制基準対応で新規設置された「消火水系統バックアップ設備設置工事」について、当該系統の消火水バックアップポンプ及び電動弁に電源を供給する原子炉コントロールセンター改造後の健全性を確認するため、「原子力発電所保守業務要綱」に基づき、導通試験の準備段階から終了までの諸作業が適切に実施されていることを、立会いを通じて確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験（3号機海水ポンプ切替え操作）への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

| | |
|-------------------------|--|
| 発電所名 | 中国電力株式会社島根原子力発電所 |
| 検査実施期間 | 6月9日(月) ~ 6月20日(金) |
| 検査項目 | <p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②保守管理の実施状況</p> <p>③安全文化醸成活動の実施状況</p> <p>④教育訓練の実施状況</p> <p>⑤放射線管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑥不適合管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑦保全区域管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p> |
| 検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋) | <p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「保守管理の実施状況」、「安全文化醸成活動の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」に関して、全交流電源等の喪失時における対応訓練及び電源機能等喪失時対応資機材の点検が計画に基づき着実に実施され、緊急安全対策等が適切に維持管理されていることを確認した。</p> <p>「保守管理の実施状況」に関しては、長期停止している島根原子力発電所2号機について、設備の機能を継続的に維持するために、特別な保全計画に基づき追加点検対象機器等が適切に抽出され、追加点検工事が計画どおり実施されていることを確認した。</p> <p>「安全文化醸成活動の実施状況」に関しては、平成25年度安全文化醸成活動が計画に基づき適切に実施されるとともに、その実施結果を踏まえて平成26年度計画が策定されていることを確認した。</p> <p>「放射線管理の実施状況」に関しては、飛び地管理区域へのAPD携帯チェック装置が適切に設置されるとともに、APDの意図的な不正使用を防止するための仕組みが継続されていることを確認した。</p> <p>「不適合管理の実施状況」に関しては、事業者が不適合と判断した事案について、不適合処置や是正処置が適切に実施されるとともに、調達先の不適合と判断された事案についても、適切に処置されていることを確認した。</p> <p>「保全区域管理の実施状況」に関しては、保全区域の標識が適切に設置されるとともに、保全区域の維持管理に係る要員の力量管理が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>その他の基本検査項目についても、保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定期試験(1号機A-非常用ディーゼル発電機手動起動試験)への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>また、保安活動が計画及び手順書どおり実施されていることを机上で確認することだけでなく、長期停止している2号機の機器設備の追加点検工事が適切に実施されていることを施工現場で確認するとともに、管理区域の飛び地におけるAPD未着用防止用の携帯チェック装置が設置されていることを現場にて確認するなど、可能なものについては、現場において問題ないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであると判断する。</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| 発電所名 | 四国電力株式会社伊方発電所 |
| 検査実施期間 | 6月2日(月) ~ 6月13日(金) |
| 検査項目 | <p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②マネジメントレビューの実施状況(発電所、原子力保安研修所及び本店)</p> <p>③保守管理の実施状況</p> <p>④地震・火災発生時の措置状況</p> <p>⑤委託業務の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑥工事施工管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p> |
| 検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋) | <p>今回の保安検査においては、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況」、「保守管理の実施状況」、「地震・火災発生時の措置状況」、「委託業務の実施状況(抜き打ち検査)」及び「工事施工管理の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、伊方発電所、本店及び原子力保安研修所にて検査を実施した。</p> <p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」に係る検査では、原子炉設置者の策定した対策が計画に基づき着実に実施されていることについて、1号機静的触媒式水素再結合装置設置工事が完了したことを工事記録等により確認した。また、原子炉設置者が3号機海水ピットポンプ室竜巻防護対策設備の設置計画を策定し、緊急安全対策の実施項目として追加されたことを購入仕様書等により確認した。緊急安全対策に係る教育・訓練が、年度評価され平成26年度計画に反映されていること、配備された緊急時対応用資機材の点検・管理が緊急時対応用資機材管理マニュアル等に従い適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「マネジメントレビューの実施状況」に係る検査では、平成25年度のマネジメントレビューへのインプットについて、データ集約を適切に実施した後に原子力本部長及び考査室原子力監査担当部長から社長に報告され、社長のアウトプットとして現状の品質保証活動を維持していくことが決定されていることを確認した。</p> <p>また、重点実施事項として、新規基準に適切に対応し、自主的な安全性向上を目指した取り組みを着実に推進し、伊方発電所の安全・安定運転を継続する旨が決定され、これを反映した平成26年度品質目標及び業務計画基本方針に基づき、発電所、原子力保安研修所並びに本店原子力部、原子燃料部及び土木建築部それぞれにおいて平成26年度業務計画が策定されたことを確認した。</p> <p>「保守管理の実施状況」に係る検査では、保守管理に係る内規・マニュアル類が安全運営委員会での審議等を経て、適切なプロセスで改正されたことを、平成25年度第3回保安検査以降の改正分について確認した。この改正のうち、法令改正、保安検査により検出された保安規定違反(監視)の処置及び不適合処置に伴うものについて新旧対照表を参照したところ、適切に改正されていることを確認した。特別な保全計画についても、適切なプロセスで改正されていることを安全運営委員会議事録等により確認した。保全計画総合評価会において、保全計画が有効に機能していると判断されていることを議事録により確認した。さらに、直近完了した3号機の特別な保全計画による点検に注目し、発注漏れによる点検未実施が生じない仕組みであること、発生した不適合事象が適切に管理されていること、不適合未満の不具合事項も適切に管理されていること、保全計画にある点検項目を抜き取りし、すべて点検が実施されて問題</p> |

がないことを、不適合に係る保全通知、点検記録等により確認した。

「地震・火災発生時の措置状況」に係る検査では、地震・火災発生時に関係する内規類のうち「伊方発電所防災計画（原子力災害編）」及び「伊方発電所初期消火活動計画」が、体制に変更があった場合に適切に改正されていること、及び「伊方発電所防災計画の解説（共通編）」の改正が統合型保守管理システム（以下、「EAM」という。）により決裁、承認されていることを確認した。平成25年度の訓練が計画どおり実施され、年度評価の報告が了承されていること、年度評価により抽出された問題点への対応が平成26年度教育・訓練計画に反映されていることを確認した。さらに、地震・火災発生時の措置状況として、平成26年3月発生した「伊予灘地震」及び平成24年11月発生した「電気自動車火災」時の措置については、内規に従った対応措置と収束後の評価活動等が実施されていることを確認した。

「委託業務の実施状況（抜き打ち検査）」では、委託業務に係る内規「保守管理委託管理項目」等の改正及び周知が適切に行われていることをEAM及び周知メールにより確認した。平成25年度委託業務中の「伊方発電所保守管理業務委託」等を抜き取りし、業務の体制及びその変更について「業務受託計画書」を適時に改正し反映させていることを確認した。受託事業者に対して入所時教育等が実施されていることを「作業従事者の保安教育受講実績一覧」等により確認した。事業者の立会は、ホールドポイントで実施していることを工事記録等で確認した。年度評価は、業務実施状況に関するヒアリングが実施され、「業務完了報告書」が承認されていることを確認した。不適合は平成25年度1件発生したが、不適合管理内規に基づき、不適合処置及び是正処置が適切に実施されていることを確認した。監査は適切に実施され、問題がなかったことを確認した。

「工事施工管理の実施状況（抜き打ち検査）」では、検査当日に現場で施工している工事中から3件を抜き取り、実施決定書またはEAMの保全指図により工事の実施決定がなされ、その中または添付書類で工事計画届出等の要否が明確であることを確認した。事業者及び施工者の間で、工事仕様書等（事業者が作成、審査、承認）及び作業要領書等（施工者が作成、事業者等が審査・承認）が交わされ、その中で下請け体制等の施工体制が明確にされ、その従事者に対して安全教育等が実施済みであり、作業要領の妥当性確認の他、受検すべき官庁検査及び事業者等が行う検査が明確にされていることを確認した。さらに工事現場に立入り、工事担当者（事業者）及び工事責任者（施工者）等の立会いのもとに、現場で必要な作業要領書及び当日の作業指示書等が備えられており、ミーティング等で適宜参照されている他、工程上適切な時期に事業者等による検査が実施され、その記録が採取されていること等、適切に実施されていることを確認した。

保安検査実施期間中における日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験（3号機ほう酸ポンプ）の立会等を行った結果、特に問題はなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

| | |
|-------------------------|---|
| 発電所名 | 九州電力株式会社玄海原子力発電所 |
| 検査実施期間 | 6月2日(金) ~ 6月13日(金) |
| 検査項目 | <p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>マネジメントレビューの実施状況</u></p> <p>② <u>新規制基準を踏まえた対策等の実施状況</u></p> <p>③ <u>不適合管理の実施状況</u></p> <p>④ 非常時の措置の実施状況</p> <p>⑤ 発電用原子炉施設における補修・点検等の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑥ 火災防護対策の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p> |
| 検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋) | <p>今回の保安検査では、「マネジメントレビューの実施状況」、「新規制基準を踏まえた対策等の実施状況」、「不適合管理の実施状況」、「非常時の措置の実施状況」、「発電用原子炉施設における補修・点検等の実施状況(抜き打ち検査)」及び「火災防護対策の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>本検査の結果、「マネジメントレビューの実施状況」については、マネジメントレビュー用データの収集・分析・評価に加え、保安活動における品質目標の設定・評価、品質マネジメントシステムのデータ収集・分析を通じた評価改善活動が規定類に従って確実に行われていることを確認した。</p> <p>「新規制基準を踏まえた対策等の実施状況」については、事業者がこれまで実施してきた諸対策及び新規制基準に適合するための対応状況について、事業者が策定した計画に従い、着実に進捗していることを確認した。</p> <p>「不適合管理の実施状況」については、「不適合管理基準」に定められた規定に基づき、不適合管理及びその是正処置に関する運用管理が適切に実施されていることを「不適合・是正処置報告書管理台帳」等により確認した。なお、平成26年4月より開始した「<u>保守依頼票における是正処置要否判断の確認に係る試運用について</u>」は今後も継続して実施状況を確認していくこととする。</p> <p>「非常時の措置の実施状況」については、新規制基準に基づき実施した諸対策に関連し事業者の防災組織の整備状況、配備された資機材の維持管理及び教育・訓練が適切に実施されていることを聴取及び記録により確認した。</p> <p>また、抜き打ち検査として「発電用原子炉施設における補修・点検等の実施状況」及び「火災防護対策の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>前者については、補機切替え作業に立会し規定類に基づき承認された手順書に従い適切に実施されていることを確認した。後者については、一部の電気設備に係わる諸室において消火器の配置場所が不規則で、初期消火活動を円滑に実施する視点からみて、消防法施行令が求める「<u>使用に際して容易に持ち出すことができる箇所</u>」に留意した検討が望ましいと認められたものを除き、関連法令に基づき適切に設置及び整備されていることを確認した。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験等への立会を行った結果、特に問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| 発電所名 | 九州電力株式会社川内原子力発電所 |
| 検査実施期間 | 5月26日(月) ~ 6月6日(金) |
| 検査項目 | <p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>①安全対策等の実施状況</p> <p>②プラント長期停止に係る保安活動の実施状況</p> <p>③調達管理の実施状況</p> <p>④保安教育の実施状況</p> <p>⑤巡視点検の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p> |
| 検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋) | <p>今回の保安検査においては、「安全対策等の実施状況」、「プラント長期停止に係る保安活動の実施状況」、「巡視点検の実施状況(抜き打ち検査)」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>検査の結果、「安全対策等の実施状況」については、新規基準に対応する対策、緊急安全対策等に係る中長期対策及び更なる安全性・信頼性向上対策が、概ね計画どおり進捗していることを確認した。</p> <p>「プラント長期停止に係る保安活動の実施状況」については、プラント再稼働に向けて万全を期す必要があることから、平成26年5月29日に「保守管理の実施方針」を変更していること、1回目の追加点検実施後約1年が経過していることから、2回目の追加点検を平成26年4月から実施していること及び1号機第21保全サイクルの点検計画の中から、保全重要度「高」の設備【消火用水格納容器入口弁(外隔離弁)、440Vパワーセンタ(3-1D母線)、取水路設備等】を選定し、点検実績について確認した結果、点検項目及び点検頻度等が定められた点検計画等に従い点検していることを確認した。さらに、判定基準の妥当性について確認した結果、消火用水格納容器入口弁(外隔離弁)の分解点検【浸透探傷試験】については「発電用原子力設備規格設計・建設規格(JSME S NC1-2005/2007)」、440Vパワーセンタ(3-1D母線)の精密点検【絶縁抵抗測定】については「メーカー取扱説明書」、取水路設備の外観点検【目視点検】及び非破壊試験【コンクリート強度試験】については「コンクリート診断技術」等に基づいて適切に定められていることを確認した。</p> <p>抜き打ち検査として実施した「巡視点検の実施状況」については、燃料貯蔵施設及び固体廃棄物貯蔵庫を選定し、巡視点検の方法、内容、点検を実施する者の力量等について確認した結果、適切に巡視点検が実施されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験(2号機(B)ディーゼル発電機起動試験)への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p> |

| | |
|--------|---|
| 発電所名 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部高速増殖炉研究開発センター 原子炉施設 |
| 検査実施期間 | 6月9日(月) ~ 6月20日(金) |
| 検査項目 | <p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>①保守管理不備を踏まえた保守管理及び品質保証に係る改善活動 (7)改善活動の実施状況 平成25年度第4回保安検査における指摘事項を踏まえた機構の対応状況(不適合の除去状況及び直接原因に対する是正措置の状況) (4)保全計画作り直しの状況</p> <p>②マネジメントレビューの実施状況 (7)マネジメントレビューへのインプット及びアウトプットの状況</p> <p>③ 抜き打ち検査 (7)保守管理の実施状況</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p> |
| 検査結果 | <p>もんじゅの保守管理不備に関し、原子力規制委員会(以下「委員会」という。)は、平成24年12月及び平成25年5月、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)に対し原子炉等規制法に基づく保安措置命令等を発出した。本年4月、当庁は、前回までの保安検査の結果を踏まえ、もんじゅの保守管理体制及び品質保証体制の再構築並びに保全計画の見直しが未だ途上であり、引き続き、委員会からの命令に対して適切に対応する必要があるとの認識を示したところである。</p> <p>こうした状況を認識し、今回の保安検査では、平成25年度第4回保安検査(以下「前回保安検査」という。)での指摘事項に対する改善状況、特に不適合の除去状況及び直接原因に対する是正処置の実施状況について確認するとともに、保守管理の実施状況について抜き打ち検査を実施した。また、これらに加え、マネジメントレビューのインプット及びアウトプットに係る実施状況等について、検査を実施した。</p> <p>①保守管理不備を踏まえた保守管理及び品質保証に係る改善活動 1) 改善活動の実施状況 (7)1次系配管支持構造物の再点検 前回保安検査で指摘した1次系配管支持構造物の点検不備にかかる機構の対応状況を確認したところ、1次系A系配管が設置されているAセル室内の配管支持構造物の再点検が実施されたことを確認した。 この再点検において、機構はAセル室内の配管支持構造物に足場を組んでも目視による点検ができない未点検状態の配管支持構造物があることを確認するとともに、1次系配管クランプ部と配管支持構造物とを接合している部位(以下「接合ピン」という。)の脱落を防止するための割ピン(以下「割ピン」という。)4箇所の欠損を発見し、割ピンの交換、取付け作業を行っていた。 未点検状態の配管支持構造物については、Aセル室内の配管支持構造物の点検結果を基に健全性評価が行われていることを確認した。 また、1次系B系配管及び1次系C系配管が設置されているBセル室内及びCセル室内の配管支持構造物の再点検については、本年8月までに順次実施していく計画であること、立ち入ることができないため点検ができない原子炉容器室内の配管支持構造物の健全性については、Bセル室内及びCセル室内の配管支持構造物の点検終了後に評価する予定であることを確認した。 しかしながら、配管支持構造物の再点検に関する不適合報告書はいずれも作業終了後に発行され、また、再点検に関する不適合報告書には未点検状態の配管支持構造物があることの記載が無く、その処置の記載も無かった。このように、未点検状態の配管支持構造物が存在しているにも拘わらず、未点</p> |

検であることを識別せず、未点検に対する処置が明確にされていなかった件については、Bセル室内及びCセル室内の配管支持構造物の再点検の実施中であることも踏まえて、次回保安検査において、保安規定に基づき適切な対応が実施されたか等について確認する。

(イ) 前回保安検査におけるその他の指摘事項に係る改善状況

前回保安検査で指摘した不適切な不適合処理等について、不適合報告書が発行され、不適合処理が行われていることを確認した。

なお、不適合の発生原因については、直接要因分析を実施しているところであり、直接要因の分析結果を受けて根本原因分析を実施していく旨の説明があった。引き続き、今後の保安検査で改善状況を確認していく。

(ロ) 保守管理システムの運用状況

保守管理システムの運用状況について確認した結果、前回保安検査から改善が進められていることを確認した。引き続き、今後の保安検査で同システムの運用状況を確認していく。

2) 保全計画作り直しの状況

機構は、前回保安検査での指摘事項を踏まえ、未点検機器の徹底的な洗い出しを本年6月初めより実施したとしている。機構に対し、過去の見直し作業の問題点を踏まえ適切な対策をとる必要があること、平成25年7月から9月に実施された未点検機器確認作業の不備に係る直接要因分析の結果を踏まえた対策を見直し作業に反映させていく必要があること等を指摘した。

なお、機構は、現状の低温停止状態において機能要求がある設備を対象に、所定の機能を維持するために必要な点検項目及び点検間隔を定めた保全計画に見直すとともに、保安規定第103条に規定する特別な保全計画について、現在のプラント状態を踏まえた見直しを行うこと、更には、保安措置命令の解除後にプラント状態に応じた所定の機能を維持するために必要な点検項目及び点検間隔を定めた保全計画に見直すとしている。

② マネジメントレビューの実施状況

マネジメントレビューに関するプロセスの適切性等について確認した結果、もんじゅの保守管理不備に係るインプット情報は要旨に留まっており、具体的な問題点がマネジメントレビュー会議に報告されていないことを確認した。なお、アウトプット情報の取扱いについても確認したところ、それを実行するための役割や責任が明確にされていないといった課題も見られた。これらについては、今後の保安検査で改善状況を確認していく。

③ 抜き打ち検査

低温停止状態にある現状のプラントにおいて機能要求がある機器の中から、気体廃棄物処理系排ガス圧縮機B本体を抜き取り、保守管理の実施状況を確認した。

以上の検査結果から、機構は、保安検査での指摘事項に対して是正処置に着手しているものの、前述のとおり配管支持構造物の再点検に係る処置等において、課題も見られた。機構においては、委員会からの命令及びこれまでの保安検査での指摘事項に加え、今回の保安検査での指摘事項に対しても適切に対応する必要があり、引き続き、今後の保安検査で改善状況を確認していく。

別表 1 - 2 : 安全確保上重要な行為の保安検査について

| 発電所 | | | 安全確保上重要な行為の保安検査 | 検査実施期間 | | |
|------|------|-----|-------------------|-----------|---|-----------|
| 東北電力 | 東通 | 1号機 | 燃料取替え時の保安検査（燃料取出） | 2014/5/14 | ～ | 2014/6/20 |
| 東京電力 | 柏崎刈羽 | 7号機 | 海水系統切替え時の保安検査 | 2014/3/25 | ～ | 2014/4/4 |

別表 1 - 3 : 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対する
平成 26 年度第 1 回保安検査 検査項目及び検査結果

| | |
|-------------------------|--|
| 発電所名 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 |
| 検査実施期間 | 6月2日(月) ~ 6月13日(金) |
| 検査項目 | <p>1) 基本検査項目</p> <p>①保安管理体制の構築状況 ②マネジメントレビューの実施状況 ③高線量下作業での放射線管理活動の実施状況 ④過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況 ⑤地下水バイパス設備に係る調達管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p> |
| 検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋) | <p>今回の保安検査では、保安管理体制の構築状況、マネジメントレビューの実施状況、高線量下作業での放射線管理活動の実施状況及び地下水バイパス設備に係る調達管理の実施状況(抜き打ち検査)を基本検査項目として検査を実施した。</p> <p>保安管理体制の構築状況は、発電所内において保安に関する組織・職務を変更する場合の必要な手続きや審議体について確認した。また、組織・体制の改編を実施した関連部門の部長やGMが、組織改編の意義等についてグループ員へ周知していることを確認した。</p> <p>新組織における本店の原子力発電保安委員会及び発電所の原子力発電保安運営委員会は、「特定原子力施設に係る実施計画」に記載する基本設計の変更や発電所運営管理等の審議を「保安管理基本マニュアル」に基づいて行っていることを議事録により確認した。</p> <p>新たに導入されたプロジェクト体制については、プロジェクトの目的等を定めた定義書、実行計画書等が「プロジェクト管理業務ガイド」に従い作成されていることを、具体例を選定し確認した。また実際のプロジェクト遂行においてはマスタースケジュールやプロジェクト工程表を作成して管理し、プロジェクト管理会議が適宜開催されていることを議事録により確認した。</p> <p>以上の確認結果から、保安管理体制の構築状況については、指摘すべき不備な事案は認められなかった。</p> <p>マネジメントレビューの実施状況は、平成26年度保安検査実施方針であり、今回の検査においてはマネジメントレビューの実施要領及び平成25年度の実施状況について確認した。</p> <p>マネジメントレビューの実施要領については、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」において各レビューの構成、インプットの内容、アウトプットの内容、レビューの実施手順等が定められていることを確認した。</p> <p>発電所長の行うレビュー、管理責任者の行うレビュー、社長の行うマネジメントレビューの実施状況については、原子力安全の達成に関する外部の受け止め方、品質目標の達成状況等のインプットを用いたレビューが実施され、平成24年度の活動のレビュー結果として意識や組織・体制としての取り組み方等の改善事項がアウトプットとして指示されていること、平成25年度の活動のレビュー結果として現場力向上に向けた取り組み、不適合管理に係る取り組み等の改善事項がアウトプットとして指示されていることをレビュー実施議事録により確認した。</p> <p>また、平成26年度からの新たな組織「福島第一廃炉推進カンパニー」による中期業務計画により新たな組織の活動が開始されていることを確認した。</p> <p>以上の確認結果から、マネジメントレビューの実施状況については、指摘すべき不備な事案は認められなかった。本年度実施されるマネジメントレビューについては、今後の保安検査において継続して確認する。</p> |

高線量下作業での放射線管理活動の実施状況は、東京電力が直接行う作業について「放射線管理基本マニュアル」に基づき作業が行われていることを確認した。また、1号機原子炉建屋カバー改造の準備工事である周辺整備工事について、協力企業によるクレーン操作室の遮へい設置、移動操作室の配備及び高線量瓦礫の撤去などが実施され、実際に被ばく低減効果があることを現場で確認した。

緊急時対応における放射線管理活動については、平成26年2月19日に発生したH6エリアタンクからの漏えいに関して、放射線防護等が計画された上で実施されていること、また、過去に発生した「H4エリアタンク漏えい対応」の経験を踏まえ、漏えい箇所付近のエリア区画の実施等による作業員の被ばく低減の実施、汚染拡大防止対策を実施していることを確認した。

以上の確認結果から、高線量下作業での放射線管理活動の実施状況については、指摘すべき不備な事案は認められなかった。

地下水バイパス設備に係る調達管理の実施状況（抜き打ち検査）は、各所管GMが調達管理基本マニュアルに基づき、調達要求事項を記載した各仕様書を作成していることを確認した。

当該設備の設置に際しては、所管GMが要求事項を満足することを試運転等で確認していることを、記録により確認した。汲み上げた地下水の分析については、委託先が「分析依頼票」に基づいて実施していることを、分析評価GMが「測定結果報告」により検証していることを確認した。

以上の確認結果から、地下水バイパス設備に係る調達管理の実施状況（抜き打ち検査）については、指摘すべき不備な事案は認められなかった。

過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況は、「淡水化装置処理後水（濃縮塩水）移送時におけるH6エリアタンク天板部からの漏えい」については、タンクのレベル監視方法を定めた要領を新規に制定し、運用を開始していることを確認した。なお、タンクの「液位高高」警報が発生した際のインターロック機能の追加等については検討中であることから、今後も継続して事業者の改善措置の実施状況を確認していく。

「共用プール建屋放射線エリアモニタの線量未測定」については、電源ケーブルの誤結線や実施計画に定められた監視計器に対する認識不足等の原因について、当面の対策として策定した4項目の改善策が実施されていることを確認した。なお、本事象に対して事業者は根本原因分析（RCA）を実施中であることから、分析結果と追加対策が必要な場合はその実施状況について、今後も確認を継続していく。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、特定原子力施設の巡視等を行った結果、プラントの状況を適切に監視していること、並びに当直長の引継業務が適切に実施されていることを、引継日誌等の記録や免震重要棟及び5・6号機中央制御室の巡視により確認した。

また、保安検査中の6月2日に汚染水タンクエリアの堰内に溜まった雨水を貯留している4000トンノッチタンク群の2つのタンクからの漏えいを発見し、その後堰外への漏えいが確認され法令報告事象となったことから、漏えいに至った経緯と推定原因、対応状況等について確認を行った。

当該タンク群は巡視点検の対象になっていないこと、堰のドレン弁が開放状態であったことなど管理面に問題が認められたことから、実施計画違反（監視）と判定した。

以上の検査結果から今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、概ね適切に実施されていたと判断する。

別表 1 - 4 : 実施計画違反 (監視) について

| 発電所 | 件数 | 実施計画違反の概要 |
|------------------------|---------|--|
| 東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 | 2件 ◇ | <p>【件名 共用プール建屋放射線エリアモニタの線量未測定について】</p> <p>平成26年4月19日から21日までの3日間、福島第一原子力発電所共用プール建屋に設置してあるエリアモニタ(3台)が電源停止により欠測した。事業者は、線量当量率が毎日1回測定されていることを一週間に一度チャート紙で確認しており、4月22日13時45分、この欠測が判明した。</p> <p>当該エリアでは、実施計画に定める保安の措置 第1編 第60条(外部放射線に係る線量当量率の測定)第1項において1日に1回の線量当量率の測定が要求されており、当該条項に不履行があったもの。</p> <p>原因となった電源停止は、4月18日9時30分頃、制御盤取替工事のためエリアモニタの2系統の電源の内一系統の電源を停止した際、電源ケーブルの誤結線によりもう一系統の電源も停止したものである。共用プール設備の運転・管理を行う運営設備G員及び取替工事を実施した機械第三G員は、すべての系統が電源停止したことについて認識していたが、当該エリアモニタが、震災後の復旧作業中であったことから、未だ実施計画の適用を受けていないとの誤認識により、線量測定を担う放射線管理担当部署に連絡しなかった。</p> <p>なお、欠測期間前後の当該エリアモニタの設置箇所の線量率については有意な変動はなく、また、一部エリアにおいて可搬型エリアモニタによる測定が行われていたが、警報発生等有意な変動がなかったなど、当該エリアモニタの欠測が原子力安全に及ぼした影響の程度は小さいと判断し、「監視」と判定する。</p> <p>事業者は、欠測の再発防止対策として、毎日の巡視においてエリアモニタの動作状況を確実に確認するよう巡視点検チェックシートを見直している。また、作業に伴う停電発生時の対策として、停電により支障が生じる設備が実施計画の適用を受けるか否か正確な判断を行わせるため、実施計画における保安要求事項の重要性を関連部署に周知・徹底するとともに、報告・連絡・相談の周知徹底を実施しており、原子力規制庁は、今後、保安検査等において事業者の改善措置状況を確認していく。</p> |

| | |
|---|--|
| ☆ | <p>【件名 4000トンノッチタンク群からの堰外漏えいに係る貯留管理の不備について】</p> <p>保安検査期間中の平成26年6月2日、施設巡視中の原子力保安検査官が、4000トンノッチタンク群にある2つのタンク側面ボルト部から漏えいがあることを発見した。調査の結果、天板開口部から雨水が侵入して水位が上昇し、堰のドレン弁を開状態として運用していたことから、堰外に漏えいしていたことが判明した。</p> <p>当該ノッチタンク群では、排出基準を満足しない放射性物質を含んだ堰内雨水を貯留しながら、漏えい監視の実施、ドレン弁の閉運用など適切な管理を行っておらず、貯留水の堰外漏えいに至るまで放置されていたことは、実施計画に定める保安の措置 第1編 第3条（品質保証計画）「7業務の計画及び実施、7.2.1 業務・特定原子力施設に対する要求事項の明確化」の履行が不十分であるものとする。</p> <p>本事象により、最大で約3.4 m³の貯留水が堰外へ漏えいしたが、漏えい範囲は限定的で、漏えい水が染み込んだ土壌は回収されており、漏えい水による海洋への影響及び放射能による環境への影響は小さいと考えられることから、「監視」と判定する。</p> <p>事業者は、堰の排水弁について閉運用とし、当該タンクへの巡視点検を毎日実施することとしている。原子力規制庁は、今後、保安検査等において事業者の改善措置状況を確認していく。</p> |
|---|--|

(凡例) ☆：保安検査期間
◇：保安検査期間外

核燃料施設等に係る保安検査結果報告

別表 2 : 平成 26 年度第 1 回保安検査 検査項目及び検査結果

【加工事業者 (1/6)】

| | |
|---------------|---|
| 1. 事業者名 | 日本原燃株式会社 |
| 2. 事業所及び施設の概要 | <p>①名称：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所（加工施設）</p> <p>②加工の方法：ウラン濃縮</p> <p>③最大処理能力：1, 890 t U/年（濃縮度 5%以下）</p> <p>④事業開始年月：平成 3 年 9 月</p> |
| 3. 検査実施期間 | 平成 26 年 6 月 16 日～6 月 19 日 |
| 4. 検査の概要 | <p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントレビューの実施状況 ・内部監査の実施状況 ・保守管理の実施状況 <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントレビューの実施状況 ・内部監査の実施状況 <p>③逐条検査項目 なし</p> <p>④フォローアップ検査項目 なし</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況」及び「内部監査の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況（放射性廃棄物の管理状況を含む。）については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> |

【加工事業者（2/6）】

| | |
|---------------|---|
| 1. 事業者名 | 三菱原子燃料株式会社 |
| 2. 事業所及び施設の概要 | <p>①名称：三菱原子燃料株式会社</p> <p>②加工の方法：再転換、成形（加圧水型軽水炉用）</p> <p>③最大処理能力： 475 t U／年（濃縮度5%以下）（転換） 440 t U／年（濃縮度5%以下）（成形）</p> <p>④事業開始年月：昭和47年1月</p> |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年6月9日～6月12日 |
| 4. 検査の概要 | <p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守管理の実施状況 ・ウランを取扱う容器等の管理に係る実施状況 ・非常時の措置に係る取組状況 ・マネジメントレビューの実施状況 <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守管理の実施状況 ・ウランを取扱う容器等の管理に係る実施状況 <p>③逐条検査項目 なし</p> <p>④フォローアップ項目 なし</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」及び「ウランを取扱う容器等の管理に係る実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況（放射性廃棄物の管理状況を含む。）については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> |

【加工事業者（3/6）】

| | |
|---------------|---|
| 1. 事業者名 | 原子燃料工業株式会社 |
| 2. 事業所及び施設の概要 | <p>① 名称：原子燃料工業株式会社 東海事業所（加工施設）</p> <p>② 加工の方法：成形（沸騰水型軽水炉用）</p> <p>③ 最大処理能力：250 t U/年（濃縮度5%以下）</p> <p>④ 事業開始年月：昭和55年1月</p> |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年5月26日～5月29日 |
| 4. 検査の概要 | <p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・ ウランを取扱う容器等の管理に係る実施状況 ・ 非常時の措置に係る取組状況 ・ マネジメントレビューの実施状況 <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・ ウランを取扱う容器等の管理に係る実施状況 <p>③逐条検査項目 なし</p> <p>④フォローアップ項目 なし</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」及び「ウランを取扱う容器等の管理に係る実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況（放射性廃棄物の管理状況を含む。）については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> |

【加工事業者（4/6）】

| | |
|---------------|--|
| 1. 事業者名 | 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン |
| 2. 事業所及び施設の概要 | <p>①名称：株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン</p> <p>②加工の方法：成形（沸騰水型軽水炉用）</p> <p>③最大処理能力：750 t U/年（濃縮度5%以下）</p> <p>④事業開始年月：昭和45年8月</p> |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年6月9日～6月12日 |
| 4. 検査の概要 | <p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守管理の実施状況 ・核燃料物質の貯蔵の実施状況 ・教育・訓練の実施状況 ・負圧維持に係る不適合管理の実施状況 <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質の貯蔵の実施状況 ・負圧維持に係る不適合管理の実施状況 <p>③逐条検査項目 なし</p> <p>④フォローアップ検査項目 なし</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「核燃料物質の貯蔵の実施状況」及び「負圧維持に係る不適合管理の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況（放射性廃棄物の管理状況を含む。）については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> |

【加工事業者（5/6）】

| | |
|---------------|---|
| 1. 事業者名 | 原子燃料工業株式会社 |
| 2. 事業所及び施設の概要 | <p>①名称：原子燃料工業株式会社 熊取事業所</p> <p>②加工の方法：成形（加圧水型軽水炉用）</p> <p>③最大処理能力：383 t U／年（濃縮度5%以下）</p> <p>④事業開始年月：昭和47年9月</p> |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年5月26日～5月29日 |
| 4. 検査の概要 | <p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・新規制基準を踏まえた対応の実施状況 ・放射線管理の実施状況 <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・新規制基準を踏まえた対応の実施状況 <p>③逐条検査項目 なし</p> <p>④フォローアップ検査項目 なし</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」及び「新規制基準を踏まえた対応の実施状況」等を検査項目として検査した。</p> <p>また、平成25年12月に判明したウランの物性分析に用いる白金製試料皿及びルツボの所在不明事象に関して、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」の中で検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況（放射性廃棄物の管理状況を含む。）については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> |

【加工事業者（6/6）】

| | |
|---------------|--|
| 1. 事業者名 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 |
| 2. 事業所及び施設の概要 | <p>①名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター（加工施設）</p> <p>②加工の方法：ウラン濃縮</p> <p>③最大処理能力：200 t U/年（濃縮度5%以下）</p> <p>④事業開始年月：昭和63年3月</p> |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年6月16日～6月18日 |
| 4. 検査の概要 | <p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステムの実施状況 ・保安教育訓練の取組状況 ・放射性廃棄物の管理の実施状況 ・施設定期自主検査の実施状況 <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステムの実施状況 <p>③逐条検査項目</p> <p>なし</p> <p>④フォローアップ検査項目</p> <p>なし</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「品質マネジメントシステムの実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>また、今回の検査のうち、「施設定期自主検査の実施状況」については、事業者の行う検査に立会いをし、現場確認を重視した検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況（放射性廃棄物の管理状況を含む。）については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認及び施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> |

【試験研究用等原子炉設置者（1/6）】

| | |
|------------|--|
| 1. 事業者名 | 株式会社東芝 |
| 2. 事業所名 | 株式会社東芝原子力技術研究所 |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年6月11日～6月12日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への聴取により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織及び職務 ・ 品質保証 ・ 放射性廃棄物の処理 <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性廃棄物の保管に係る管理状況 |
| 5. 検査結果の概要 | <p>4. の各項目について、保安規定に定められたとおり適切に実施されていることを関係者聴取、資料検査及び現場立入りにより確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「組織及び職務」については、保安管理組織の構成、各管理職位の職務の遂行状況等が、保安規定に定められたとおりの状況である。 ・ 「品質保証」については、平成25年度の品質保証活動の計画、実施、評価及び継続的改善への取り組み等について、所定の品質保証活動が行われている。 ・ 「放射性廃棄物の処理」については、固体廃棄物、液体廃棄物及び気体廃棄物の処理が保安規定に定められたとおり行われている。 ・ 「放射性廃棄物の保管に係る管理状況」については、文部科学省原子力安全課長通知（平成13年10月17日付け）に基づき平成26年5月15日付けで原子炉設置者から報告のあった「平成25年度放射性廃棄物管理状況報告書」とおりに管理が行われている。 <p>以上から、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲においては、問題となるような事項は見られなかった。</p> |

【試験研究用等原子炉設置者（2/6）】

| | |
|------------|--|
| 1. 事業者名 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 |
| 2. 事業所名 | 原子力科学研究所 |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年5月27日～5月30日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への聴取により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安管理体制及び組織の状況 ・ 品質保証活動の実施状況 <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性廃棄物の保管管理状況 ・ 研究利用施設の安全管理体制と緊急時の手順等 |
| 5. 検査結果の概要 | <p>4. の各項目について、以下のとおりであることを関係者聴取、資料検査及び現場立入りにより確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「保安管理体制及び組織の状況」については、実質的な組織変更はなく、各職位の保安活動の権限や責任が明確にされ、保安規定及び各部の運転手引に定められた職務が適切に遂行されている。なお、不適合事象のランク区分を判断した根拠となる事実及び判断内容を不適合管理票に記録するよう指導した。 ・ 「品質保証活動の実施状況」については、品質保証計画等に基づき実施されており、計画、実施、評価及び改善の一連の品質保証活動が適切に実施されている。 ・ 「放射性廃棄物の保管管理状況」のうち、放射性固体廃棄物の保管管理については、施設で発生し、最終的に廃棄施設に廃棄する前段階であってこれから廃棄しようとするもの（炉規法上の放射性廃棄物とする前段階のもの。）が施設に一時保管と称して長期にわたり計画性がなく保管されているものについて、保管場所、安全確保（防火対策含む）、保管期間等について明確にするよう指導した。 ・ 「研究利用施設の安全管理体制及び緊急時の手順等」については、各部において施設防護活動手引等が整備され、通報連絡基準及び緊急時の手順等が具体化され、周知されている。また、他部門に所属する研究利用者が常駐している場合には、必要に応じて施設分任管理者として指定されるとともに、当該施設の管理を担当している職員等と一体となって対処するよう教育・訓練が実施されている。 <p>以上から、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲においては、今後さらに改善を求める指導事項が2件あったものの、違反となる事項は見られなかった。</p> |

【試験研究用等原子炉設置者（3／6）】

| | |
|------------|---|
| 1. 事業者名 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 |
| 2. 事業所名 | 大洗研究開発センター（北地区） |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年5月20日～5月22日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への聴取により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安管理体制及び組織の状況 ・ 品質保証活動の実施状況 <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JMTR 施設における法令報告事象等の対応状況 ・ 放射性廃棄物の保管管理状況 |
| 5. 検査結果の概要 | <p>4. の各項目について、保安規定に定められたとおり適切に実施されていることを関係者聴取、資料検査及び現場立入りにより確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「保安管理体制及び組織の状況」については、各職位の保安活動の権限や責任が明確にされ、保安規定に定められた職務が適切に遂行され、安全審査委員会規則を定めて委員会を開催している。 ・ 「品質保証活動の実施状況」については、品質保証計画に基づき品質保証活動が実施されており、計画、実施、評価と継続的な改善の一連の品質保証活動が適切に行われるとともに、品質保証に関する教育が適切に実施されている。 ・ 「JMTR 施設における法令報告事象等の対応状況」については、廃液移送配管、第4排水系配管の漏えい再発防止対策並びに SFC 系廃樹脂移送配管からの漏えい事象に係る対策が図られている。 ・ 「放射性廃棄物の保管管理状況」については、放射性固体廃棄物は廃棄物管理施設に引き渡しており、放射性液体廃棄物は、JMTR において、イオン交換樹脂を保管しているほか、廃液輸送管等により廃棄物管理施設に引き渡している。 <p>以上から、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲においては、問題となるような事項は見られなかった。</p> |

【試験研究用等原子炉設置者（4／6）】

| | |
|------------|--|
| 1. 事業者名 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 |
| 2. 事業所名 | 大洗研究開発センター（南地区） |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年6月4日～6月5日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安管理体制及び組織の状況 ・ 品質保証活動の実施状況 <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「常陽」炉容器内実験装置等の回収に係る取組み ・ 放射性廃棄物の保管管理状況 |
| 5. 検査結果の概要 | <p>4. の各項目について、保安規定に定められたとおり適切に実施されていることを関係者聴取、資料検査及び現場立入りにより確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「保安管理体制及び組織の状況」については、各職位の保安活動の権限や責任が明確にされ、保安規定に定められた職務が適切に遂行され、安全審査委員会規則を定めて委員会を開催している。 ・ 「品質保証活動の実施状況」については、品質保証計画に基づき、品質保証活動が実施されており、計画、実施、評価と継続的な改善の一連の品質保証活動が適切に行われているとともに、品質保証に関する教育が適切に実施されている。 ・ 「「常陽」炉容器内実験装置等の回収に係る取組み」については、保安規定に基づいて、実施体制が構築され、委員会の審議に当たっては専門部会が設置され、担当課長が放射線作業計画書を作成している。 ・ 「放射性廃棄物の保管管理状況」については、放射性固体廃棄物は容器等に封入梱包して廃棄物管理施設に引き渡しているが、イオン交換樹脂等の固体廃棄物については、部長が指定した廃棄物一時保管場所に保管している。 <p>以上から、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲においては、問題となるような事項は見られなかった。</p> |

【試験研究用等原子炉設置者（5／6）】

| | |
|------------|---|
| 1. 事業者名 | 学校法人近畿大学 |
| 2. 事業所名 | 近畿大学原子力研究所 |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年6月9日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質保証の実施状況 ・非常事態における措置の実施状況 ・試験運転、訓練運転及び教育運転の実施状況 |
| 5. 検査結果の概要 | <p>4. の各項目について、保安規定に定められたとおり適切に実施されていることを関係者聴取、資料検査及び現場立入りにより確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「品質保証の実施状況」については、品質保証体制の構築、品質保証活動の実施、評価及び継続的な改善が保安規定に基づき適切に実施されている。 ・「非常事態における措置の実施状況」については、非常事態が発生した場合、直ちに非常事態対策組織、事前の措置、初期活動及び非常事態における活動が保安規定に基づき非常事態時の組織を立ち上げて、応急対応が適切に行われる。 ・「試験運転、訓練運転及び教育運転の実施状況」のうち、前回検査以降の期間に実績のあった教育運転については、保安規定に基づき、教育運転計画を立案するとともに、教育運転を受ける者に一時立入者の保安教育を行い、保安教育実施記録を作成している。 <p>以上から、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲においては、問題となるような事項は見られなかった。</p> |

【試験研究用等原子炉設置者（6/6）】

| | |
|------------|--|
| 1. 事業者名 | 国立大学法人京都大学 |
| 2. 事業所名 | 京都大学原子炉実験所 |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年6月10日～6月11日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織及び職務 ・ 研究炉の取扱いの実施状況 ・ 放射性廃棄物の廃棄の実施状況 <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都大学研究用原子炉(KUR)の現状確認に係る実施状況 |
| 5. 検査結果の概要 | <p>4. の各項目について、保安規定に定められたとおり適切に実施されていることを関係者聴取、資料検査及び現場立入りにより確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「組織及び職務」については、保安管理組織の構成、各管理職位の職務の遂行状況等が、保安規定に定められたとおりの状況である。 ・ 「研究炉の取扱いの実施状況」については、保安規定に基づき、適切に実施・管理されている。 ・ 「放射性廃棄物の廃棄の実施状況」については、保安規定に基づき適切に実施・管理されている。 ・ 「KURの現状確認に係る実施状況」については、定格出力運転の期間及び運転班員の資格、人数等を「京都大学研究用原子炉(KUR)の現状確認報告書」及び保安規定に定められたとおり設定した上で運転が実施されている。 <p>以上から、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲においては、問題となるような事項は見られなかった。</p> |

【再処理事業者（1／2）】

| | |
|---------------|---|
| 1. 事業者名 | 日本原燃株式会社 |
| 2. 事業所及び施設の概要 | <p>①名称：日本原燃株式会社 再処理事業所 ②再処理の方法：湿式法（ピューレックス法） ③最大処理能力：800t・Upr/年（4. 8t・Upr/日） ④事業開始年月：平成11年12月 （使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設）</p> |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年6月13日～6月26日 |
| 4. 検査の概要 | <p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、再処理施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>①保安検査項目 ・マネジメントレビューの実施状況 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・保守管理の実施状況 ・品質・保安会議及び再処理安全委員会の審議の実施状況</p> <p>②重点検査項目 ・マネジメントレビューの実施状況 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</p> <p>③逐条検査項目 なし</p> <p>④フォローアップ検査項目 なし</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況」、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「保守管理の実施状況」及び「品質・保安会議及び再処理安全委員会の審議の実施状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>なお、保安検査における指摘事項を踏まえ、今後事業者において以下の対応が実施されることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年12月に施行された新規制基準に係る、会社全体に対する保安教育が実施されておらず、各課単位の勉強会等は実施されているものの、そのエビデンスが残されていない状況であることから、新規制基準に関する体系的な保安教育実施のための計画を整理した上で、会社全体に対する保安教育を実施する。 ・不適合事象が発生してから、事象検討委員会等に諮られるまでに数ヶ月を要している事例があったことから、速やかに不適合事象の処置を行うため、対応の遅れ等が発生しないよう徹底を図る。 ・各建屋、部屋等で発生し、最終的に廃棄物保管施設に保管する前段階であってこれから廃棄しようとするもの（原子炉等規制法上の放射性廃棄物とする前段階のもの。以下、「廃棄物の仕掛品」という。）で各建屋に仮置きされているものについて、火災防護対策、保管期間等が統一されていない状況であることを踏まえ、廃棄物の仕掛品の保管場所やその火災防護対策等に係る内容を保安規定に記載することも含めて検討を進める。 <p>また、保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、再処理事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> |

【再処理事業者（2/2）】

| | |
|---------------|---|
| 1. 事業者名 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 |
| 2. 事業所及び施設の概要 | <p>①名称:独立行政法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所(再処理施設)</p> <p>②再処理の方法:湿式法(ピューレックス法)</p> <p>③最大処理能力:210tU/年(0.7tU/日)</p> <p>④事業開始年月:平成17年10月</p> |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年5月29日～6月11日 |
| 4. 検査の概要 | <p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問等により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認等についても保安検査として実施した。</p> <p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転管理の実施状況 ・調達管理の実施状況 ・マネジメントレビューの実施状況 ・保守管理の実施状況 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の取組状況 ・事業者の安全確保活動(巡視・点検等)の実施状況 <p>上記のうち、「運転管理の実施状況」を重点検査項目として保安検査を実施した。</p> <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転管理の実施状況 <p>③逐条検査項目</p> <p>なし。</p> <p>④フォローアップ項目</p> <p>なし。</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「運転管理の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>なお、保安検査における指摘事項を踏まえ、今後事業者において以下の対応が実施されることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備トラブルの仮復旧後の本復旧に当たり、新規基準に照らした設工認の要否を適切に判断するため社内ルールを明確化する。 ・各建屋、部屋等で発生し、最終的に廃棄物保管施設に保管する前段階であってこれから廃棄しようとするもの(原子炉等規制法上の放射性廃棄物とする前段階のもの。以下、「廃棄物の仕掛品」という。)で各建屋に仮置きされているものについて、火災防護対策、保管期間等が統一されていない状況であることを踏まえ、廃棄物の仕掛品に係る安全確保策について保安規定で明確化する。 <p>また、保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、核燃料サイクル工学研究所からの施設運転管理状況の聴取、記録の確認等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> |

【使用者（1／15）】

| | |
|------------|--|
| 1. 事業者名 | ニュークリア・デベロップメント株式会社 |
| 2. 事業所名 | ニュークリア・デベロップメント株式会社 |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年5月23日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(1) 基本検査</p> <p>① 保安管理体制及び組織の状況</p> <p>② 品質保証活動の実施状況</p> <p>(2) 重点検査</p> <p>① 放射性廃棄物の保管管理状況</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「保安管理体制及び組織の状況」、「品質保証活動の実施状況」及び「放射性廃棄物の保管管理状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>なお、改善が必要な事項として、以下の事項を指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セル負圧が一時的に管理基準を逸脱した事象が不適合として管理されていなかった。その原因は不適合として管理を行う事象を法令違反等の重大な事象のみに限定して運用していたためであった。是正処置及び予防処置が確実に行われるようにするため、不適合管理の対象事象の範囲を見直すこと。 |

【使用者（2／15）】

| | |
|------------|---|
| 1. 事業者名 | 原子燃料工業株式会社 |
| 2. 事業所名 | 東海事業所 |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年5月22日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(1) 基本検査</p> <p>① 保安管理体制及び組織の状況</p> <p>② 品質保証活動の実施状況</p> <p>(2) 重点検査</p> <p>① 放射性廃棄物の保管管理状況</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「保安管理体制及び組織の状況」、「品質保証活動の実施状況」及び「放射性廃棄物の保管管理状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> |

【使用者（3／15）】

| | |
|------------|---|
| 1. 事業者名 | 日本核燃料開発株式会社 |
| 2. 事業所名 | 日本核燃料開発株式会社 |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年6月6日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(1) 基本検査</p> <p>① 保安管理体制及び組織の状況</p> <p>② 品質保証活動の実施状況</p> <p>(2) 重点検査</p> <p>① 放射性廃棄物の保管管理状況</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「保安管理体制及び組織の状況」、「品質保証活動の実施状況」及び「放射性廃棄物の保管管理状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> |

【使用者（4／15）】

| | |
|------------|---|
| 1. 事業者名 | 株式会社東芝 |
| 2. 事業所名 | 株式会社東芝 原子力技術研究所 |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年6月11日及び6月12日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(1) 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保安管理組織 ② 品質保証 ③ 核燃料物質の貯蔵 ④ 核燃料物質によって汚染されたものの保管 <p>(2) 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 放射性廃棄物の保管に係る管理状況 |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「保安管理組織」、「品質保証」、「核燃料物質の貯蔵」、「核燃料物質によって汚染されたものの保管」及び「放射性廃棄物の保管に係る管理状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> |

【使用者（5／15）】

| | |
|------------|--|
| 1. 事業者名 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 |
| 2. 事業所名 | 原子力科学研究所 |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年6月9日～6月13日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(1) 基本検査</p> <p>① 保安管理体制及び組織の状況</p> <p>② 品質保証活動の実施状況</p> <p>(2) 重点検査</p> <p>① 放射性廃棄物の保管管理状況について</p> <p>② 研究利用施設の安全管理体制と緊急時の手順等</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「保安管理体制及び組織の状況」、「品質保証活動の実施状況」、「放射性廃棄物の保管管理状況」及び「研究利用施設の安全管理体制と緊急時の手順等」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>なお、改善が必要な事項として、以下の事項を指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保管廃棄している廃棄物保管体が荷崩れしている事象や管理区域内で漏水（雨漏り）している事象が不適合として管理されていなかった。その原因は、不適合管理を行う対象事象を法令報告対象事故等の重大な事象に限定して運用していたためであった。是正処置及び予防処置が確実に行われるようにするため、不適合管理の対象事象の範囲を見直すこと。 ・ 使用施設で発生し、最終的に廃棄施設に廃棄する前段階であってこれから廃棄しようとするもの（原子炉等規制法上の放射性廃棄物とする前段階のもの。）が使用施設に一時保管と称して長期にわたり計画性がなく保管されているものについて、保管場所、安全確保策（防火対策含む）、保管期間等について明確にし、対応をとること。 |

【使用者（6／15）】

| | |
|------------|---|
| 1. 事業者名 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 |
| 2. 事業所名 | 核燃料サイクル工学研究所 |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年5月20日～5月23日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(1) 基本検査</p> <p>① 保安管理体制及び組織の状況</p> <p>② 品質保証活動の実施状況</p> <p>(2) 重点検査</p> <p>① 放射性廃棄物の保管管理状況</p> <p>② 保守管理の実施状況</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「保安管理体制及び組織の状況」、「品質保証活動の実施状況」、「放射性廃棄物の保管管理状況」及び「保守管理の実施状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>なお、改善が必要な事項として、以下の事項を指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用施設で発生し、最終的に廃棄施設に廃棄する前段階であってこれから廃棄しようとするもの（原子炉等規制法上の放射性廃棄物とする前段階のもの。）が使用施設に一時保管と称して長期にわたり計画性がなく保管されているものについて、保管場所、安全確保策、保管期間等について許可、保安規定において明確にすること。その際、防火対策等について新規制基準を踏まえた対応をとること。 ・焼却等の前処理が必要となる放射性廃棄物について、焼却設備の処理容量が発生量に対して対応できていない等の問題があることについて、JAEA として必要な取組を行うこと。 |

【使用者（7/15）】

| | |
|------------|---|
| 1. 事業者名 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 |
| 2. 事業所名 | 大洗研究開発センター（北地区） |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年6月11日～6月13日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（1）基本検査</p> <p>① 保安管理体制及び組織の状況</p> <p>② 品質保証活動の実施状況</p> <p>（2）重点検査</p> <p>① 放射性廃棄物の保管管理状況</p> <p>② 研究利用施設の安全管理体制と緊急時の手順等</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「保安管理体制及び組織の状況」、「品質保証活動の実施状況」、「放射性廃棄物の保管管理状況」及び「研究利用施設の安全管理体制と緊急時の手順等」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>なお、改善が必要な事項として、以下の事項を指摘した。</p> <p>使用施設で発生し、最終的に廃棄物管理施設に廃棄しようとするものが廃棄物管理施設に引き渡すまでの間、使用施設内に一時保管と称して長期にわたり、引き渡しの予定がなく保管されていることが確認されたことから、安全確保策（防火対策含む）、保管期間等について明確にすること。</p> |

【使用者（8／15）】

| | |
|------------|---|
| 1. 事業者名 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 |
| 2. 事業所名 | 大洗研究開発センター（南地区） |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年5月28日～5月30日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（1）基本検査</p> <p>① 保安管理体制及び組織の状況</p> <p>② 品質保証活動の実施状況</p> <p>（2）重点検査</p> <p>① 放射性廃棄物の保管管理状況</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「保安管理体制及び組織の状況」、「品質保証活動の実施状況」及び「放射性廃棄物の保管管理状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>なお、改善が必要な事項として、以下の事項を指摘した。</p> <p>使用施設で発生し、最終的に廃棄物管理施設に廃棄しようとするものが廃棄物管理施設に引き渡すまでの間、使用施設内に一時保管と称して長期にわたり、引き渡しの予定がなく保管されていることが確認されたことから、安全確保策（防火対策含む）、保管期間等について明確にすること。</p> |

【使用者（9／15）】

| | |
|------------|---|
| 1. 事業者名 | 独立行政法人産業技術総合研究所 |
| 2. 事業所名 | つくば中央第二事業所 |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年6月2日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(1) 基本検査</p> <p>① 保安管理体制及び組織の状況</p> <p>② 品質保証活動の実施状況</p> <p>(2) 重点検査項目</p> <p>① 不適合管理</p> <p>② 核燃料物質の貯蔵</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「保安管理体制及び組織の状況」、「品質保証活動の実施状況」、「不適合管理」及び「核燃料物質の貯蔵」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> |

【使用者（10／15）】

| | |
|------------|--|
| 1. 事業者名 | 独立行政法人放射線医学総合研究所 |
| 2. 事業所名 | 独立行政法人放射線医学総合研究所 |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年6月18日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(1) 基本検査</p> <p>① 保安管理体制及び組織の状況</p> <p>② 品質保証活動の実施状況</p> <p>(2) 重点検査項目</p> <p>① 不適合管理</p> <p>② 放射性廃棄物の保管管理状況</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「保安管理体制及び組織の状況」、「品質保証活動の実施状況」、「不適合管理」及び「放射性廃棄物の保管管理状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> |

【使用者（11／15）】

| | |
|------------|--|
| 1. 事業者名 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 |
| 2. 事業所名 | 人形峠環境技術センター |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年6月25日～6月26日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(1) 基本検査</p> <p>① 保安教育訓練の実施状況</p> <p>② 放射性廃棄物等の管理の実施状況</p> <p>(2) 重点検査項目</p> <p>① 品質マネジメントシステムの実施状況</p> <p>② 放射性廃棄物及び核燃料物質に汚染された物の保管管理状況</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「保安教育訓練の実施状況」、「放射性廃棄物等の管理の実施状況」、「品質マネジメントシステムの実施状況」及び「放射性廃棄物及び核燃料物質に汚染された物の保管管理状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> |

【使用者（12／15）】

| | |
|------------|--|
| 1. 事業者名 | 公益財団法人 核物質管理センター |
| 2. 事業所名 | 六ヶ所保障措置センター |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年6月9日～6月10日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(1) 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 記録及び報告の実施状況 ② 保安上特に管理を必要とする設備の操作 ③ 品質保証活動の実施状況 <p>(2) 重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 放射性廃棄物の保管管理状況 |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「記録及び報告の実施状況」、「保安上特に管理を必要とする設備の操作」、「品質保証活動の実施状況」及び「放射性廃棄物の保管管理状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> |

【使用者（13／15）】

| | |
|------------|---|
| 1. 事業者名 | 公益財団法人核物質管理センター |
| 2. 事業所名 | 東海保障措置センター |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年5月26日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(1) 基本検査</p> <p>① 保安管理体制及び組織の状況</p> <p>② 品質保証活動の実施状況</p> <p>(2) 重点検査</p> <p>① 放射性廃棄物の保管管理状況</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「保安管理体制及び組織の状況」、「品質保証活動の実施状況」及び「放射性廃棄物の保管管理状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> |

【使用者（14／15）】

| | |
|------------|---|
| 1. 事業者名 | 国立大学法人東京大学 |
| 2. 事業所名 | 東京大学大学院 工学系研究科原子力専攻 |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年6月3日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(1) 基本検査</p> <p>① 保安管理体制及び組織の状況</p> <p>② 品質保証活動の実施状況</p> <p>(2) 重点検査</p> <p>① 放射性廃棄物の保管管理状況</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「保安管理体制及び組織の状況」、「品質保証活動の実施状況」及び「放射性廃棄物の保管管理状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> |

【使用者（15／15）】

| | |
|------------|--|
| 1. 事業者名 | 国立大学法人京都大学原子炉実験所 |
| 2. 事業所名 | 京都大学原子炉実験所 |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年6月10日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(1) 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保安管理組織 ② 放射性廃棄物の廃棄の実施状況 <p>(2) 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 放射性廃棄物の廃棄の実施状況 |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「保安管理組織」及び「放射性廃棄物の廃棄の実施状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> |

【廃棄物埋設事業者（1/2）】

| | |
|---------------|--|
| 1. 事業者名 | 日本原燃株式会社 |
| 2. 事業所及び施設の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所名称：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 ・ 施設の種類：廃棄物埋設施設 〔1号廃棄物埋設施設〕 ・ 事業開始年月：平成4年12月 ・ 最大埋設能力：40,960m³ (200リットルドラム缶204,800本相当) 〔2号廃棄物埋設施設〕 ・ 受入れ開始年月：平成12年10月 ・ 最大埋設能力：41,472m³ (200リットルドラム缶207,360本相当) |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年5月26日～5月28日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(検査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメントレビューの実施状況及び安全文化醸成活動の実施状況（重点検査） ・ 内部監査の実施状況（重点検査） ・ 保守管理の実施状況（重点検査） |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「放射線業務従事者の放射線管理の実施状況」及び「廃棄物埋設管理の実施状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、廃棄事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録確認、廃棄物埋設施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p> |

【廃棄物埋設事業者（2/2）】

| | |
|---------------|--|
| 1. 事業者名 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 |
| 2. 事業所及び施設の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター原子力科学研究所 ・ 施設の種類：廃棄物埋設施設 ・ 事業開始年月：平成7年11月 ・ 最大埋設能力：非固化コンクリート等廃棄物約2,520m³ ・ 平成8年3月廃棄物の定置完了、平成8年9月覆土完了、平成9年10月保全段階へ移行 |
| 3. 検査実施日 | 平成26年6月19日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(検査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメントレビューの実施状況（重点検査） ・ 内部監査の実施状況 ・ 埋設保全区域の管理状況 |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況」、「内部監査の実施状況」及び「埋設保全区域の管理状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の廃棄物埋設施設における日々の管理状況については、廃棄事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p> |

【廃棄物管理事業者（1/2）】

| | |
|---------------|--|
| 1. 事業者名 | 日本原燃株式会社 |
| 2. 事業所及び施設の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所名称：日本原燃株式会社 再処理事業所 ・ 施設の種類：廃棄物管理施設（仏国、英国からの返還高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の管理施設） ・ 事業開始年月：平成7年4月 ・ 最大管理能力：ガラス固化体 2,880本 ・ 冷却方式：間接自然空冷方式 |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年6月11日(水)～6月13日(金) |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(検査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメントレビューの実施状況及び安全文化醸成活動の実施状況（重点検査） ・ 内部監査の実施状況（重点検査） ・ 廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理の実施状況の確認（重点検査） |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況及び安全文化醸成に向けた取組状況の確認」、「内部監査の実施状況の確認」、「廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理の実施状況の確認」を検査項目として検査を実施した。検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、廃棄物管理事業者(以下「事業者」という)からの施設の運転管理状況の聴取、記録確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p> |

【廃棄物管理事業者（2/2）】

| | |
|---------------|--|
| 1. 事業者名 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 |
| 2. 事業所及び施設の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター ・ 施設の種類：廃棄物管理施設 ・ 事業開始年月：平成8年3月 ・ 最大受入れ数量：液体廃棄物9,400m³/年 固体廃棄物 845m³/年 ・ 最大管理能力：廃棄体8,559m³ (200リットルドラム缶換算 42,795本相当) |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年5月19日～平成26年5月21日 |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(検査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常時の措置に係る実施状況（重点検査） ・ マネジメントレビューの実施状況 ・ 保安教育の実施状況 |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「非常時の措置に係る実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の廃棄物管理施設の管理状況については、廃棄物管理事業者からの聴取、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p> |

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（1/3）】

| | |
|---------------|--|
| 1. 原子炉設置者名 | 日本原子力発電株式会社 |
| 2. 事業所及び施設の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所名称：日本原子力発電株式会社 東海発電所 ・ 施設の種類：発電用原子炉施設 ・ 廃止措置計画の認可：平成18年6月30日 （解体届提出：平成13年10月） ・ 全体工程：平成13～32年度 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域安全貯蔵：平成13～25年度 原子炉領域解体撤去：平成26～31年度 原子炉領域以外解体撤去：平成13～31年度 建屋等解体撤去：平成31～32年度 <p>（放射能濃度測定及び評価方法の認可：平成18年9月）</p> |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年5月20日（火）～ 5月26日（月） |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達管理の実施状況（重点検査） ・ マネジメントレビューの実施状況 ・ 不適合管理の実施状況 ・ 保安規定変更条項に係る保安活動の実施状況（逐条検査） ・ 廃止措置工事の実施状況(抜き打ち検査) |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「調達管理の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況」、「不適合管理の実施状況」、「保安規定変更条項に係る保安活動の実施状況」、「廃止措置工事の実施状況(抜き打ち検査)」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の廃止措置管理状況については、発電用原子炉設置者からの聴取、記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p> |

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（2/3）】

| | |
|---------------|--|
| 1. 原子炉設置者名 | 中部電力株式会社 |
| 2. 事業所及び施設の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所名称：中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 1号原子炉及び 2号原子炉 ・ 施設の種類：発電用原子炉施設 ・ 廃止措置計画の認可：平成 21年 11月 18日 ・ 全体工程：平成 21～48年度 解体工事準備期間：平成 21～26年度 原子炉領域周辺設備解体撤去期間：平成 27～34年度 原子炉領域解体撤去期間：平成 35～41年度 建屋等解体撤去期間：平成 42～48年度 |
| 3. 検査実施期間 | 平成 26年 6月 16日（月）、6月 23日（月）～7月 2日（水） |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメントレビューの実施状況 ・ 燃料管理の実施状況（重点検査） ・ 記録及び報告の実施状況 ・ 平成 26年 2月 21日に認可された保安規定の変更条項に係る実施状況（逐条検査） ・ 保安検査期間中に行われる保安活動の実施状況（抜き打ち検査） |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況」、「燃料管理の実施状況」、「記録及び報告の実施状況」、「平成 26年 2月 21日に認可された保安規定の変更条項に係る実施状況」、「保安検査期間中に行われる保安活動の実施状況（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の廃止措置管理状況については、発電用原子炉設置者からの聴取、記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p> |

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（3／3）】

| | |
|---------------|---|
| 1. 原子炉設置者名 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 |
| 2. 事業所及び施設の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 敦賀本部 原子炉廃止措置研究開発センター (ふげん) ・ 施設の種類：発電用原子炉施設 ・ 廃止措置計画の認可：平成20年2月12日 ・ 全体工程：平成19～45年度 <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料搬出期間：平成19～29年度 原子炉周辺設備解体撤去期間：平成30～34年度 原子炉本体解体撤去期間：平成35～43年度 建屋解体期間：平成44～45年度 |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年5月26日（月）～5月30日（金） |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>(検査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保守管理計画に係る保安活動の実施状況（重点検査） ・ 廃止措置計画に基づく解体撤去工事に係る保安規定の遵守状況（重点検査） ・ 重水の運搬管理等に係る保安活動の実施状況 ・ 液体、気体の放射性廃棄物の放出管理状況の確認（抜き打ち検査） ・ 固体廃棄物の運搬管理に係る保安規定の遵守状況（抜き打ち検査） |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の検査においては、「保守管理計画に係る保安活動の実施状況」、「廃止措置計画に基づく解体撤去工事に係る保安規定の遵守状況」、「重水の運搬管理等に係る保安活動の実施状況」、「液体、気体の放射性廃棄物の放出管理状況の確認（抜き打ち検査）」、「固体廃棄物の運搬管理に係る保安規定の遵守状況（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の廃止措置管理状況については、発電用原子炉設置者からの聴取、記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p> |

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（1／5）】

| | |
|------------|--|
| 1. 事業者名 | 株式会社日立製作所 |
| 2. 事業所名 | 王禅寺センタ |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年5月30日（金） |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（1）基本検査</p> <p>① 組織及び職務</p> <p>② 品質保証</p> <p>③ 保安、品質保証及び保安訓練</p> <p>④ 放射性廃棄物の管理</p> <p>⑤ 記録</p> <p>（2）重点検査</p> <p>① 放射性廃棄物等の保管に係る管理状況</p> <p>（3）抜き打ち検査</p> <p>① 内部監査の実施状況</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査において、基本検査項目として「組織及び職務」、「品質保証」、「保安、品質保証及び保安訓練」、「放射性廃棄物の管理」及び「記録」、重点検査項目として「放射性廃棄物等の保管に係る管理状況」、抜き打ち検査項目として「内部監査の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の廃止措置管理状況については、試験研究用等原子炉施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p> |

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（2/5）】

| | |
|------------|--|
| 1. 事業者名 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 |
| 2. 事業所名 | 青森研究開発センターむつ事務所 |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年6月25日（水）～ 6月26日（木） |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（1）基本検査</p> <p>① 保守管理の実施状況</p> <p>（2）重点検査</p> <p>① 放射線管理の実施状況</p> <p>（3）抜き打ち検査（重点検査）</p> <p>① 放射線測定機器の管理状況</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査において、基本検査項目として「保守管理の実施状況」、重点検査項目として「放射線管理の実施状況」、抜き打ち検査項目（重点検査項目）として「放射線測定機器の管理状況」について検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の廃止措置管理状況については、試験研究用等原子炉施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p> |

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（3／5）】

| | |
|------------|--|
| 1. 事業者名 | 学校法人立教学院 |
| 2. 事業所名 | 立教大学原子力研究所 |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年5月28日（水） |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（1）基本検査</p> <p>① 保安管理体制の実施状況</p> <p>（2）重点検査</p> <p>① 調達管理の実施状況</p> <p>② 保安規定変更認可に伴う保安管理の実施状況</p> <p>（3）抜き打ち検査</p> <p>① 放射性廃棄物管理の実施状況</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査において、基本検査項目として「保安管理体制の実施状況」、重点検査項目として「調達管理の実施状況」及び「保安規定変更認可に伴う保安管理の実施状況」、抜き打ち検査項目として「放射性廃棄物管理の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の廃止措置管理状況については、試験研究用等原子炉施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p> |

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（4／5）】

| | |
|------------|---|
| 1. 事業者名 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 |
| 2. 事業所名 | 大洗研究開発センター（南地区） （重水臨界実験装置に限る） |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年6月6日（金） |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（1）基本検査</p> <p>① 保安管理体制及び組織の状況</p> <p>② 品質保証活動の管理状況</p> <p>（2）重点検査</p> <p>① 放射性廃棄物の保管管理状況について</p> <p>（3）抜き打ち検査（重点検査）</p> <p>① 記録及び報告の管理状況について</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査において、基本検査項目として「保安管理体制及び組織の状況」及び「品質保証活動の管理状況」、重点検査項目として「放射性廃棄物の保管管理状況について」、抜き打ち検査項目として「記録及び報告の管理状況について」について検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の廃止措置管理状況については、試験研究用等原子炉施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p> |

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（5／5）】

| | |
|------------|---|
| 1. 事業者名 | 国立大学法人東京大学 |
| 2. 事業所名 | 東京大学大学院工学系研究科原子力専攻 |
| 3. 検査実施期間 | 平成26年6月2日（月） |
| 4. 検査の概要 | <p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（1）基本検査</p> <p>① 保安管理体制及び組織の状況</p> <p>② 品質保証活動の実施状況</p> <p>（2）重点検査</p> <p>① 放射性廃棄物の保管管理状況について</p> <p>（3）抜き打ち検査（重点検査）</p> <p>① 記録及び報告の管理状況</p> |
| 5. 検査結果の概要 | <p>今回の保安検査において、基本検査項目として「保安管理体制及び組織の状況」及び「品質保証活動の実施状況」、重点検査項目として「放射性廃棄物の保管管理状況について」、抜き打ち検査項目として「記録及び報告の管理状況」について検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の廃止措置管理状況については、試験研究用等原子炉施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p> |